

平成30年関川村議会12月（第7回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

平成30年12月6日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第69号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について
- 第 6 議案第70号 し尿処理に関する事務の委託について
- 第 7 議案第71号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第73号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第74号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第75号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第77号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第14 議案第78号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第79号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第80号 平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第81号 平成30年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第82号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第83号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20 同意第10号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第21 同意第11号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第22 同意第12号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第23 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 69 号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について
- 第 6 議案第 70 号 し尿処理に関する事務の委託について
- 第 7 議案第 71 号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 72 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 73 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 74 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 75 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 76 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 77 号 平成 30 年度関川村一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 14 議案第 78 号 平成 30 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 15 議案第 79 号 平成 30 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議案第 80 号 平成 30 年度関川村有温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 81 号 平成 30 年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 18 議案第 82 号 平成 30 年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 議案第 83 号 平成 30 年度関川村水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 20 同意第 10 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 21 同意第 11 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 22 同意第 12 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 23 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君
5番	鈴	木	万	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	君	8番	菅	原		修	君
9番	伝		信	君	10番	平	田		広	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君
副	村	宮	島	克	己
教	育	佐	藤	修	一
総	務	加	藤	善	彦
税	務	板	越	昌	生
住	民	佐	藤	充	代
農	林	野	本		誠
建	設	高	橋	賢	吉
教	育	熊	谷	吉	則
税	務	富	樫	佐	一
建	設	渡	邊	隆	久
住	民	佐	藤	恵	子

○事務局職員出席者

事	務	局	長	河	内	信	幸
主			任	石	山	洋	介

午前10時00分 開会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成30年12月（第7回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、伝 信男さん、10番、平田 広さんを指名いたします。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る11月28日、平成30年12月（第7回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後一般質問、各議案の上程を行います。終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

7日と10日から12日までは、議案調整及び各委員長の事務整理日とします。

13日木曜日は午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

議案第69号及び議案第70号は、し尿処理に関する事務の委託の廃止と新規委託の案件です。一

一括上程し、提案理由の説明を求め質疑を行い、産業建設常任委員会へ付託します。

議案第71号は条例の制定案件です。提案理由の説明を求め、質疑を行い、総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第72号から議案第76号まで以上5件は条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い即決とします。

議案第77号から議案第83号まで以上7件は平成30年度一般会計と特別会計の補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い即決とします。

同意第10号から同意第12号は固定資産評価審査委員会委員の同意案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い即決とします。

諮問第1号は人事案件です。提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は11月22日正午で締め切り、5名の方が本定例会において質問を行います。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会議後に派遣が必要なものは12月13日に議長提案とします。

以上で、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により平成30年9月分、10月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には、大変ご多用のところ平成30年第7回村議会定例会にお集まりいただきまして、

大変ありがとうございました。

去る11月6日、村内各コミュニティー単位で開催いたしました地区別行政懇談会には、多くの村民の皆様初め議員の皆様からも多数参加をいただきました。大変ありがとうございました。おかげさまで、12月3日、霧出地区を最終に終了することができました。

この懇談会の中では、村に対しますさまざまな要望、ご提案がございました。懇談会に出席できなかった村民の皆様も多くおられますので、その状況をお知らせをするため、現在、担当課で取りまとめを行い、その後、「広報せきかわ」に発言内容等につきまして紹介をさせていただくこととしております。

あわせて、ご提案いただいた内容を検討の上、新年度予算あるいは今後の取り組みに反映させてまいりたいと存じます。

さてこのたび、定例会議に提案いたします議案は、事務委託案件2件、条例制定・改正案件が6件、一般会計と特別会計の補正予算7件、人事案件4件、以上19件でございます。追って上程の際、詳細に説明を申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は5名です。発言を許します。

初めに、3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 3番小澤です。よろしくお願いいたします。

加藤村長が昨年12月24日に関川村村長にご就任されましてから、ほぼ1年が経過しようとしています。アメリカ合衆国の大統領や日本の総理大臣が就任されると、約半年でハネムーン期間が終わり、議会では大統領、総理大臣に向けた厳しい質疑が繰り返されていくというのが通例であろうと思いますが、1年、加藤村長の村政を見させていただいたり、お聞きするなり、すごく私個人としては、加藤村長を応援している、勝手な応援団を自認しているものでございます。

加藤村長に対して、まだ4分の1しか経過していない政権運営ではありますが、捉え方を変えてみると、はや4分の1が経過してしまった時期に差しかかっているのではないかなというふうに考えておまして、実際に運営されてきた1年間の中で見えてきたもの、これからの課題、そういったものに関して、今回は質問させていただきたいと思います。

まず1番目としまして、就任前に村長がこんなふうな運営をしたいと思っていたことと比べ、実際に携わってみて違っていた点、また、まさにこのとおりだなといった点を伺いたいというのが1つ目でございます。

2点目で、昨年12月に、選挙前に村長が個別懇談会を回られていた際に、公約としてマニフェストの一部に、村職員にやる気を起こさせる施策というのと、高齢者が暮らしやすいむらづくりの施策というのが、いっぱいあった中での2つを非常に私の心に刻んでいるところではあるんですが、この2つの取り組みについて、具体的なものが見えてきたのかどうか、そういったところをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） お尋ねの質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、就任前と比べて異なっていたところはどこなのかというようなお話でございました。今、お話がございましたとおり、昨年12月に村長に就任いたしまして1年が過ぎようとしております。この間、村行政のさまざまな課題が浮上し、重要な課題につきましては、その都度議員の皆様にも協議をさせていただいておるところでございます。

初めに、就任前に考えていたことと比べて大きく違っていたということでございますけれども、ことし3月の村議会定例会で、平成30年度の施政方針演説を説明いたしましたが、まず第一に、思っていた以上に村の財政が年々厳しくなっており、持続可能な村政運営を行うためには、事業の見直しが避けて通れない状況にあるということでございます。

行政懇談会で、関川村の財政につきまして村民の皆様にご説明をし、今後必要となる施策推進のためには、既存の事業の見直しとあわせて新たな収入の確保が急がれているところです。ふるさと納税など、身近な事柄から拡充を図りますとともに、地域資源を生かした企業誘致あるいは産業振興といった面にも取り組んでまいりたいと考えております。

2点目について、2点目はわかぶな高原スキー場の運営の難しさについて新たに認識をしたところでございます。これまで長年にわたりまして、村から補助金等によりましてスキー場の経営を支援してきたわけでございますけれども、スキー場の経営は思った異常に厳しい状況にあるというのが、私が改めて今実感しているところでございます。

スキー場は、冬場の観光、雇用あるいは関係する企業、村内企業、商店などへの経済波及効果が大きいということを捉えて、これまで継続的に支援してまいりました。しかし、高騰する土地代あるいは施設の老朽化による新たな設備、入り込み客の減少などによる会社の経営不振という現実を踏まえ、村民にこの情報を共有する中で、今後のあり方について検討する時期がきているというように考えているところでございます。間もなくスキー場がオープンをいたします。この冬の状況を踏まえて検討を加速させたいと思っております。

次に、2点目の村職員にやる気を起こさせる施策についてお答えをいたします。

職員に対しましては、日ごろから職員がそれぞれ村の代表だと、そういう気持ちで仕事を行えということで指導しているところでございます。就任早々に、まずは若手の職員の意見を聞こうとい

うことで意見交換をし、現在の業務、組織に対する提案や改善点などのお話をいただき、話し合いをいたしました。人事におきましては、今まで人事異動はトップの考え方で行ってまいったと聞いておりますが、ことしからは職員の意向を調査し、適材適所とあわせ、職員のやる気を発揮させるということを頭に入れながら人事を行っているところでございます。

また、日ごろの業務におきましては、村長と職員の距離をなくそうということで、そのことによりまして、円滑に村政、行政を進めるということを考えております。いつでも業務について協議ができるような体制を整えていっているところでございます。

また、縦割り行政の弊害もございますけれども、複数課の課題につきましては、今までの縦割り行政を解消し、横断的なプロジェクトチームでの対応を行っていきます。

高齢者が暮らしやすい村づくりの施策についてお答えをいたします。

本村におきましても、高齢化が深刻さをまし、65歳以上の人口が総人口に占める高齢化率が40%となっています。住みなれた地域で自分らしく人生の最後まで暮らし続けることが、村民誰もが願うところでございます。このため、村では村民の健康づくり、その対策として、各種健康診断の実施、生活習慣病やがんの早期発見、保健指導などを通して健康寿命の延伸に取り組んでいます。健康づくりとともに欠かせないのが介護予防でございます。高齢者の20%程度が要介護認定を受けておりますが、みずからの身体はみずからが意識をして介護予防に取り組む、いわゆる自助について啓発をしてまいりました。

今後、平均寿命が伸び、車を持たない人あるいは持てない人の増加が想定をされます。こうしたことから、デマンドタクシーについて、平成27年度試行運転を行いました但し利用者が少なく、本格稼働には至りませんでした。高齢者の足となる地域交通について、共助、公助という考え方の中で、どのような形が関川村に望ましいのか検討を進める必要があると考えております。

関川村は、県内でも地域の支え合いが強い地域と思っておりますが、まずは各地域で高齢者の置かれている実態を把握をしていきたいと考えております。また、防災には自助、共助が大切ですが、特に移動困難な高齢者の避難を確保することが最重要と考えています。有事の際に確実に行動に移せるよう、非常災害に備えたマニュアルの作成に引き続き取り組みます。

なお、11月から各地域で開催いたしました行政懇談会の中では、高齢者が困っているというような具体的な話をお聞きすることができませんでした但し、住みよい暮らしのために、集落内での協力や集落の垣根を超えたコミュニティーの連携が今後ますます大切になってくると考えているところでございます。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。それでは、1つ1つ再質問をお願いしたいと思います。

まず質問だったわけなんですけれども、就任前と考えると、実際にやってみて大きく違っていた。財政が思っていた以上に厳しい。私も九つの行政懇談会のうち六つ出席をさせていただきまして、そういった話をじかに村長が出向いて、夜間、住民の前でこういった話をさせていただいたというのは、住民のほうからも、本当に喜びの声というのを幾つも聞かせていただきました。

財政が厳しいんですと言われて何で喜ぶんだろうなと最初は思ったんですけれども、実態、実情を村長のほうから地域に出向いて話してくれたこと、今までなかったというので、やはり村民は村長に対する信頼感とか安心感を覚えていただけたのではないかなと思います。

人口減少、それから財政運営の厳しさというのは、関川村にあることだけではなく、東京を除く日本全国で、同じやはり課題を抱えているわけではあるんですけれども、例えば本当に人口の少ない地域で、こういったものの、なかなかお金を解消するって、やはり入ってくるのが少ないと使うのを減らしてということで、解消って本当に難しいと思うんですけれども、例えばそれが価値観の観点からどうかと。例えば地域の住民が起業したり事業を起こしたところを、自治体としてどんなふうな手を差し伸べることができるのかという、何かそういったものの糸口が、もしこの村で全国に先駆けてつくっていけることになったとすれば、一番の村のPRになれるのではないかなというふうにも考えていますので、私ども議会としても、本当に協力できる場所というのは一生懸命協力をさせていただきたいというふうに考えます。

わかぶなスキー場のほうの話も、村長が就任されてからずっと細かいことから何から全部議会のほうにお話しをいただいて、議会としても、本当に具体的に実態が何となくわかってきたところではあるんですけれども、村長がいつも言うように、住民のまずほうに情報を提供し、住民の中でも、どうしたらいいのかというのをを出してもらおうというのが本当に大事なことなのかなと。どこかの一部、住民の中の一部の声で何か動いていくというのは、やはりあるべき姿ではないというふうに私も考えております。

こちらは質問でありますので、お答えいただいた答えで十分でございました。

次に、施策に対する対応というところで、実はおととい、村長、火曜日に津南町のほうに私、視察に伺ってきました。立場は議員としての立場ではなくて、地域福祉活動計画のやろでば会として伺ってきたんですけれども、対応してくれた方が課長、班長はいなかったんですね。地域起こし課の中で去年まで実際にやっていた方と、この4月から初めてそちらに担当になったという方2人で対応いただいたんですけれども、去年の入り込み数が1日で1万500人、おとしが1万2,000人、つなん雪まつりの話なんですけれども。1日でそれだけ入ってくるイベントなんです。住民の参加ってどのぐらいですかと言ったら、やはり参加費もかかるし、車で入っていけないので、シャトルで全部送り迎えしているので、住民がほとんど参加していませんというお話でした。

要は、町外からそのぐらいの人間が1日に入ってくるようなイベントですから、村で企画してい

るイベントなので、職員が総出でほぼ1日かからなければならない。「もうすごく大変で、嫌です。大変なんです」とはおっしゃっていたんですけども、自分たちがつくり上げているというのがすごく伝わってくるプレゼンを聞かせていただいたんですね。本当に大変なことがいっぱいあって、縛りの中でやっているんだけど、若手の職員の方が、自分がつくっているというのがすごく伝わってくる説明を伺って、やる気のある仕事ってこういうことなんだなというのを、本当に直近でおととい見てきました。村長が言っている若手の話を聞いて、若手の案を取り入れてと言っているのです、こういうところを目指すべきところなのかなというのを実際にやってきたところではあるんですね。

今までやはり村民の声って、職員に対して余り友好的な声って私、聞いたことがなかったんですよ。集落要望しても予算がないと言われて何年もやってくれない。何かを頼んでも返事が遅い。集落の行事になると、出ている人は出ているけれども、出ない人はさっぱり出てこないという声が聞こえてきた中で、やはり自分たちでつくり上げるんだと、さっき村長の言葉でもありましたように、そういうところがすごく外部から見たときに、また村内の住民から見たときに、やはりじゃあ職員たちこんなに頑張っているんだから、我々もやろうかという気持ちになってくると思うので、何でもかんでも行政に任せるとするのは、やはりよくないと思います。でも、やはり引っ張っていく、主導的になる立場の方って、やはり行政の職員の方たちなんだろうなというのがありますので、大変なお仕事ではありますが、そういったところをどんどん出していただけるような施策を期待しております。

公助、共助、自助というところで、今やはり、これから高齢化がどんどん進んでいったときに、今も問題になっている買い物をどうするかということと、病院に行く、出かけるというところの移送の問題というのは、村長もおっしゃられていたように一番大変にはなってくると思います。この後も、ほかの議員さんのほうから同じような質問の内容で細かいところが出てくると思うので、余り深くまでは私、この場ではやりませんけれども、移送というところで、今、新潟交通の路線バスに村が補助金を出して、きょう来られている関川中学校の皆さんも通学のスクールバスとして使われていると。

ただ、中には日中誰も乗っていないバスが走っているという声も出ています。27年にやった試験的なデマンドタクシーの利用率が余りよくなかったというのも聞いていますが、こういったところを今後変えていこう、改善していこうということのお考えは、今、あるかないかというところを再質問させてください。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 住民の移送についての考えがあるかというお話でございます。

先ほどもお答えをいたしました。高齢者に対する行政への要請というのが、この前での懇談会

では余り見なかったということもございます。そしてまた、はなだてやがなくなったということに対して、Kマートが、加藤議員のほうからも設立されたと。その際にも、村の買い物の支援になるということで、県・村もあわせて補助金で支援をしたところですが、その際の条件の中に、あれは木曜日ですか、については住民から要望があれば送り迎えをしますというのが条件の制度であるわけでございますけれども、なかなかそれに今、手が上がらないというのをお聞きをしていますので、実際、実情どうだろうかと、なかなかわからないところがあります。

そういうこともありまして、各集落における高齢者の状況というのを、もう少し把握しないと、場合によっては、もう集落の中で、そういう協力体制が整って、わざわざ行政に頼る必要がないのか、あるいはもう困っているんだけど、とても声が出せない。何とかしてほしいという声があるのか、その辺のまず実態をよく調べた上で、基本は自助、その次には共助、その後には公助になるかと思いますが、まずは実態を調べる上で、どんな形がいいのかというのは考えていきたい。いずれにしても、これからどんどん高齢化が進み、ひとり暮らしがふえますから、何らかの対応は必要だと、そういう考えを持っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

先ほども話に出ていた地区別行政懇談会の川北地区のところで、一部の住民の方が、介護職につかれています方なんですね、おっしゃってました。今は何とかあります。今は何とかなっています。例えば高齢の80代の夫婦で、お父さんが運転をして移動手段はあります。でも、1人で乗せていくことができない。お母さんがわきについて、やっと診療所まで来る、坂町病院まで行く、そんな状態の中で、今、例えば村長から困ってませんかと言ったときに、今は大丈夫だよという声って、実はあると思うんですね。今、行政が何とかしましょう、民間で何とかするんだったら行政手を差し伸べましょう。準備に入って実際にできるまでの時間って、私、やはりかかると思うんですね。1年になるのか、2年になるのか、5年になるのか。じゃあ、その間に本当に足がなくなってしまうというのも十分考えられると思いますので、これから調査検討に入られるときに、そういったタイムスケジュールだとか、じゃあ今日言って明日からというのはなかなかできるものではないと思いますので、でも、村の老人の方って、1日1日年をとります。きのうまで元気だった人が、ある日突然転んで足を折ってしまったという、もうまるっきり寝たきりになってしまう可能性というのが、本当にそういったリスクが潜んでいるところもあるので、我々としては、もっとしっかり声を聞きながら実態把握、我々も当局と同じように住民の調査をやっていかなければならないのかなと考えていますので、そういったところを早目早目の手だてをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 答弁は。（「いいです」の声あり）要らない。

ということで、3番議員の一般質問に対する感想がありましたら、どうぞ。9番伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番伝です。

きょうは運よく、中学生3年生全員傍聴に来てくれました。タイミング、大変、小澤議員の質問、タイミングよかったんじゃないかなと思います。行政の、今、これから関川村を背負って立つ中学生、その方の前で村の財政面、その質問をされたのはすばらしかったなど、そういうふうに思いますし、後半のほうちょっと、答弁なしということで、自分の言いたいことを言ったかなと、そういう部分もありましたけれども、本当に内容的には、きょう傍聴に来てくれている中学生が期待しているような内容の質問でなかったかなと、そういうふうに思います。ご苦労さまでした。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。もっと言ってやってください。

10番平田 広さん、どうぞ。

○10番（平田 広君） 10番、平田 広です。

私、2点について質問させていただきますので、よろしくお願いします。

1点目、道の駅関川のさらなる活性化を。

村の観光地は数カ所に点在しているが、道の駅関川周辺には役場や渡邊邸や東桂苑、歴史館などの観光施設も隣接しており、道の駅周辺一帯は村の観光の中心で、関川村の顔であると、私は認識しております。

しかながら、道の駅関川のつくりは、施設や規模、トイレなどを見ても他の道の駅と比べて少し見劣りします。普通、道の駅には24時間使用できるトイレが常備されているが、関川村は3カ所に分散しており、観光バス客にとっては分散しなければならず、使い勝手が悪そうであります。十二、三年前には、再整備はされましたが、直売所あいさい市やトイレ、芝生公園などを再々整備する必要があるのでないかと思うわけであります。

そこで、次のことについて村長に伺います。

- ①レストランアチャーロの営業状況について。
- ②7年くらい前に購入したゆ〜むと歴史館の間の土地の活用について。
- ③直売所あいさい市やトイレ、芝生公園の再々整備について。

2点目、人口減少や少子化対策について。

人口減少は、村の大きな課題であるが、少子化対策の取り組みで若い人が安心して産み育てることが出来る村づくりが必要だと思います。村の取り組み状況について、村長に伺います。

- ①平成30年度に生まれたか、これから生まれる予定の出生数。
- ②少子化対策への取り組み。
- ③子育て支援への取り組み。

以上、よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、道の駅のさらなる活性化に向けてということで、1点目は、レストランアチューロの営業状況についてのお尋ねでございます。

現在、村からの借り主は株式会社わかぶな高原でありまして、平成21年度から営業しております。今年度は、スタッフの体制が整わず、団体等の事前予約があった際、あるいは夏場の連休期間にメニューを限定して営業と、そういった状況で不定期の営業になっているところでございます。

2点目のゆ〜むと歴史の館の間の土地の活用、そして3点目のあいさい市とトイレ、芝生広場の再々整備についてお答えをいたします。

まず、ゆ〜むと歴史の館の間の土地につきましては、一部を駐車場として利用しており、舗装はしておりませんので、臨時駐車場という位置づけとなっております。また、あいさい市やトイレ、芝生広場の再々整備についても、いろいろとご意見をいただいております。昨日開催しました11月6日から今月3日までの9会場での地区別行政懇談会におきましても、道の駅に関しましては多くの方から改善のご意見をいただいているところでございます。

道の駅は、大勢の方が訪れる、まさに村の顔であるということは十分認識をしております。物産館を初め施設が手狭である、あるいは渡邊邸、歴史とみちの館への動線不足等々のご指摘があり、再々整備が必要であるとは考えております。

次に、人口減少と少子化対策についてでございます。

まず、出生数についてのお尋ねでございますが、平成30年4月から11月末までの出生数は12人でございます。来年3月まででは、合計で16人となる見込みでございます。

次に、少子化対策としての取り組みにつきましては、少子化の原因として未婚化、晩婚化がありますので、定住自立圏形成協定事業において、村上岩船婚活事業を平成28年度から30年度まで各年で毎年実施をしております。

子育て支援、少子化対策になるわけでございますけれども、この取り組みにつきましては、子育て世代の保護者負担の軽減策としまして、村独自の取り組みに加え、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行によりまして、多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減を行っております。また、保育料軽減のほかに、子供医療費に対する助成や、麻疹、風疹などの子供ワクチンの接種について無料化を図っております。あわせて今年度から、生後6カ月から高校3年生までを対象にインフルエンザの予防接種について助成を行っております。

また、関川小学校の敷地内にある学童保育所は、学校の放課後や夏休み、春休みの放課後児童の健全育成事業として実施をしております。あわせて平成29年7月に、県立坂町病院の敷地内にあらかわ病児保育センターも開設されたところでございます。

このほかにも、安心して子育てや仕事ができる環境づくりを地域で応援するファミリーサポートセンターも、この7月に開設をしたところでございます。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） ありがとうございます。

1点目①のアチェーロの関係でございますけれども、今、説明して下さったように、営業のほう、人が集まらないというような格好で不定期のようなんですけれども、アチェーロ、村の施設ですけれども、賃貸料を毎月もらっていると思うんですけれども、その辺についてはどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 賃貸料につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） アチェーロの賃貸料につきましては、関川村広域情報インフォメーションセンターの設置条例がございまして、月額13万円と規定されております。借り主のわかぶな高原スキー場からは、規定の額を納めていただいているというところでございます。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） 営業をやってなくても納めてもらっているということでもいいですか。

○議長（近 良平君） 課長。

○農林観光課長（野本 誠君） はい。そのとおりでございます。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） わかりました。

観光客から、これだけの規模の道の駅で食堂がない、食べる場所がないというのは大変もったいないというふうに言われるんですけれども、今後、この対策等、どういうふうを考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） アチェーロにつきましては、まさに国道113号線の車が多いということで、食事を提供します村の観光の顔とも言える施設でございます。これまでも常時営業につきまして、会社側にも要請をしましてまいりましたが、今おっしゃったとおり、わかぶな高原スキー場の従業員との兼ね合いから、借り主のこれまで意向を尊重した経緯はございます。しかしながら、顔でありますアチェーロがいつまでもこのような状況というわけにはいかないという思いがございまして、今後とも強く常時営業を促すように要請を行ってまいりますし、場合によったら、新たな企業の参入と、そういうことも検討しなければならぬと考えているところでございます。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） ぜひ、営業できるようにお願いしたいと思います。

それでは、②のゆ〜むと歴史館の間の土地の関係でございますけれども、7年前に購入されたんですけれども、渡邊邸当主から村が購入したという部分が2反歩ぐらい。ほかにゆ〜む側、の〜む側の土地についても同じような時期に購入されたということなんですけれども、これは、今現在は仮の駐車場ということで使っているんですけれども、とりあえずそのときは、まずは土地の購入ということで購入したというふうに思うんですけれども、何かに活用するんだという話は最初から聞いたんですが、そのまま結論が出ずに、今日まで仮の駐車場という格好で来ているんですけれども、これについて再々整備、急ぐ必要はないと思うんですけれども、今の状況でも、村が財政的に苦しい中で、急いでつくるということではないんですけれども、つくってくださいということではないんですけれども、何かこれからこういうふうな格好で活用していくんだというふうなものを、本当はお示ししてもらえればありがたいんですけれども、どんなふうに考えているか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどご質問いただきました購入した土地の活用についてでございますけれども、それも含めまして、あいさい市、先ほどご指摘があったトイレの整備等、再整備等もそうなんですけれども、先ほど申しましたとおり、行政がこんな大変な中でも、さまざまなご意見、要望が、この道の駅に対しては大変多かったということで認識をしております。また一方で、これまで何度も再々整備をやってきたというような中で、またやり直しになるというようなことで、安易にといいましょうか、整備というのはやらないで、慎重に検討すべきだという意見もございません。

それも一つの考え方かなと、私は実は思っております、これまで職員間で、あの道の駅をどうしていこうかということで検討をしまいいりまして、私、実は駅のグランドデザインというんでしょうか、将来、金がかかるは別にして、こんな形がいいんだというグランドデザインがないから、さまざまな意見が出るのかなと思っております。そういう意味からしますと、有識者の協力を得まして、これからの時代にふさわしい道の駅、どんなグランドデザインが描けるのかと、そういったことにつきまして検討を加えまして、またそれをあわせて村民に公開する中で、さまざまな意見を踏まえて、道の駅のグランドデザインをつくっていききたいと。それに基づきまして、中長期になるかもしれませんけれども、整備の方向を定めていききたいと、そんなふうに考えておりました、先ほどの土地も含めまして、そんな方向で対応してまいりたいと考えております。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） ありがとうございます。

同じような整備になりますけれども、③ですが、直売所あいさい市ですね、それとトイレの関係、

それと芝生公園と申しましたけれども、芝生広場ですか、の関係ですが、あいさい市のほうは、20年ほど前に県と補助事業でつくったものなんですけれども、1回目の再整備でそれを移築したという格好なんですけど、当初は何でもなかったもので、それだけの規模でよかったんでしょうけれども、今の時代、ほかの道の駅を見ますと大きな建物が建っているわけですね。そういうのを比較しますと、大変、物足りないというか、中途半端で狭いと感じるんですけれども、特に春の山菜の時期とか、あるいは秋の収穫の時期、この時期になると、場所がないくらいいっぱい出てきて、皆さん出しづらいと。もっと出してもいいんですけどもというような話を聞くんですが、その辺についても、前執行部にもいろいろ検討してもらったという経緯がございます。あいさい市も、具体的までいかなかったけれども、じゃあそこを広げるためにはこういうふうにしたらどうだとか。今のあいさい市の前のほうに何かスペースを設けるとか、今の駐車場という、潰れるような格好になりますけれども、そんな感じや、あるいはトイレの前のほうを広げると。そうすると、道路も移動しないといけないということもありまして、結局結論が出なかったという状況なんですけれども。道の駅の活性化のためにも、今後、新執行部でも、やはりそこをいろいろ検討してもらいたいというふうに思っております。

それと、バスガイドさんから何回か私も話を聞いたことがあるんですけども、あそこに、今の広場の付近ですね、その付近にバスをとめた場合、2台、3台入ってきた場合に、トイレに非常に困ると。3カ所に分かれているんですね。今のちぐらのところに便器が少ないということで、そことあと情報センターですか、そことアチェーロの後ろのほうにあるんですが、その3カ所に分かれて、今、使ってもらっているということで、大変トイレの関係で使いづらいということをおっしゃっていました。これは、村長さん、現場のほうを見て、どんなふう感じているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） トイレにつきましては、皆さんそうおっしゃいまして、確かにトイレは数があるんですけども少ないキャパというか、人数はたくさん入れないのが幾つもあるということで、あれおかしいよねという話も聞きますし、私も実際現場を見て、そういう状況にあるなと思っておりますし、また、あいさい市につきましても、冬場はなかなかないんですけども、時期になると量が多いという話も聞いています。これにつきましても、もっとどんとしたものが建ったらいいという話もあるし、あの角度が悪いので、もうちょっと曳屋でもして動かせばいいというような話もあるんですけども、多分、それで金をかけても、全体のランドデザインができない中でやってしまうと、またやったけど、これ不便になるという話になりますから、それに財政状況大変厳しい状況にありますので、当面の整備については、後戻りがないような形での工夫ということで、情報館の活用も含めて、ちょっと知恵を出せばなど、今考えているところでございます。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） 芝生広場の関係なんですけれども、1回目の整備で大分面積を潰して移動して少なくなっただけなんですけれども、まだ余り芝生広場そのものが利用されていない、活用されていないというようなことで、村民の中には、あんな潰して大きいめざみの里のような、ああいうのを建てればいいのではないかという人もいます。そこまで、あの中に、いろいろ今までの、わざわざ山を築いてつくったり、そういう経緯もありますので簡単ではないと思うんですけれども、その辺、一部利用して、そちらのほうもあわせて一体的に考えればいいのではないかと思うんですけれども、ぜひそのように考えていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、財政難という折なので、魅力ある道の駅を目指して、入り込み客をふやすためにも、全体のレイアウト構想を考えた必要最小限の再々整備の検討を、ぜひひとつお願いしたいというふうに思いますので、その辺の前向きなご意見を、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほどの芝生広場につきましても、今、議員がおっしゃったようなものをつくればいいのではないかという方もおられれば、あそこに遊具をつければ、子供たちが楽しく遊べるとか、いろいろ実は意見があって、その都度対応していると、めちゃめちゃな道の駅に実はなるかなと思っております。ただ、私も冒頭申しましたとおり、あそこは、懇談会のときにも話がありましたけれども、あそこに人が来ても、お金を誰も落としてくれないというようなこともありますから、大事な施設でございますので、まず村民の合意を得る形で、それこそ情報公開を徹底する中で、十分議論の中で納得したものができればなど。金がないからランドデザインを描けないのではなしに、まず描いてやれるところからやっていくということで、長期になるかもしれませんが、そんなスタンスでしっかりした道の駅になるようにやってまいりたいと考えております。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） 再々整備、見直しについては、村長さんのほうで前向きに考えてくださっておりますので、よろしく検討のほうお願いいたします。

それともう1点、この関係でゆ〜むとかちぐら前の駐車場、お客様を優先的にとめてもらうということにしてあったんですけれども、近年、そういうのが徹底されていないというようなことを電話をもらって言われたことがあるんですけれども、多分、平日とかそういう混んでないときに、そういう形になったのではないかなと思うんですけれども、その辺、今後徹底して、ちぐらの前、ちぐら館の前、そしてゆ〜むの前、そこは従業員の人は車を止められないんだよということで、の〜むのほうかと、あるいは今の砂利の駐車場、そちらを利用してくれというようなことを徹底していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の2点目でございますけれども、人口減少や少子化対策についてということでござ

いますが、今まで大体30人ぐらいできたんですけれども、今回、今お話を聞きますと16人というような予定ということですが、非常に、想像以上に減少しているというふうに感じます。

この減少の主な理由というのは、さっき晩婚化、未婚化というなお話がありましたけれども、それだけでしょうか。晩婚化、未婚化だけなんでしょうか。もっと何か、これだけがくっと減るといことは、このままの状態ですと、大変村の人口が減ってしまう。人口1人ふえる減るによって、1人30万円の交付金が違ってきますので、人口関係は大きな村の課題だと思っておりますけれども、ぜひ、人口がふえるような格好で、これからも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

関川村が存続していく上でも、大変深刻な状況だと思いますので、何か対策を考えているのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず、前段の晩婚化あるいは未婚化だけの原因だろうかという話をいただきまして、私どもも極端に減っている状況でございますから、分析をしようと試みたところでございますけれども、個人的な事情もありますので、なかなか踏み込んだ調査はできないわけでございます。ただ言えますことは、20代、30代の人口がやはり減っているというのが大きな状況かなと思っております。そんな中で、村の少子化対策についての考えということでございますけれども、少子化対策の一つには、今あるご夫婦がいかに多く子供さんができるかという、出生数のような取り組みというものもありますし、2つ目には、20代から30代の若者が、高校などで出ても、いずれ戻ってくる、要は転出防止といいたいまいしょうか、いずれまた戻ってもらうという対策とあわせて、他の地域から転入をしてもらうという、そういう意味での社会増対策も必要かと思っております。

1つ目の、出生数の増加対策につきましては、子育て環境の整備として、国におきまして来年の10月から給食費や通園費を除いて3歳から5歳児の保育料が無料となる予定になっております。村としましても、これまで進めてまいりました婚活事業やあるいは子育てに対する財政的あるいは人的な支援を引き続き実施をしてまいりたいと考えています。

2つ目の若者の転出防止というんでしょうか、若者が関川村を選んでもらうと、転出防止あるいは転入の促進についてですけれども、これにつきましては、子供のころから村に愛着心を持ってもらおうと。きょうも中学生の皆さんおいでになりますけれども、いずれ、高校を出て、あるいは大学に行っても、将来は村のために頑張ろうと、この村をよくしていこうという、そういう教育をしていただく中で、ぜひ帰ってきていただくということがすごく大事なことだと思いますし、そのためにも、若者に魅力ある村づくりというものを、これは地道にやっていく必要があるのかなと考えています。

都市部から田園回帰という大きな流れがありますので、こういう方々、こういう若者たちをIタ

ーン、Uターンをどういように取り込んでいくのかというようなことも重要と考えておりますので、定住につながるような交流拡大もあわせて、新年度でどんな形がいいのかなと真剣に議論し、検討していきたいなと思っているところでございます。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） よろしくをお願いします。

では、②少子化対策の取り組みでございますが、広域的な都市での婚活イベント、それと民間の結婚相談関係ですか、それらに村が補助しますよというのがあったんですけども、今はどうなっているか、その実績について、もしあったら教えていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） その件につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 私のほうからは、定住自立圏構想の中の婚活事業ということで、実績等をご説明を申し上げます。

共生ビジョンにつきましては、平成27年9月30日に策定されまして、28年から実際に活動しております。こうした中で婚活事業ということで、28年、29年、そしてことしと3回婚活事業を実施しております。第1回は平成28年8月21日に粟島汽船乗り場臨時駐車場、こちらのほうを利用いたしまして、会場に実施をしております。内容的には村上市の市内観光、名所スタンプラリー、そしてバーベキュー、交流会、そして夕日を見るナイトクルージング、こちらのほうを実施しまして、参加者は男性25名、女性27名、こうした中でマッチング、カップルが成立したマッチングというのが10組ございました。それと、翌29年は10月7日に、村上市内の町家と瀬波温泉の汐美荘を会場に実施してございます。内容としましては、町家の屏風祭りの散策、そしてランチ、クイズ大会、フォトコンテスト、それとフリータイムということで、参加者は男性26名、女性25名、マッチングは3組ということでございました。

ことしにつきましては、10月14日に同じく汐美荘を会場に開催してございます。内容としましては、男女別のセミナーを開催した後、カクテルづくりの体験を实际やっただきまして、その後フリータイムということで実施しております。参加者につきましては、男性19名、女性17名、マッチングは5組ということで、この3年間で18組のマッチングが成立しまして、实际結婚された方が、昨年1組ございました。

それと、今まで婚活のイベントということでやってまいりましたのは、定住自立圏のほかに平成24年度にキラリと光る村づくり事業で村内団体のほうで婚活の事業を予定しておりまして、そちらの団体への補助を行っております。翌25年度も村づくり総合推進事業で村内団体のほうで催しました婚活のイベントに補助を行っております。以上です。

○議長（近 良平君） 休憩します。11時15分まで。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に続き、会議を再開します。

総務課長の答弁、お願いします。

○総務課長（加藤善彦君） 先ほど定住自立圏の婚活イベントの実績について申し上げましたが、ここで落ちていたのが、関川村のマッチングの数になりますけれども、平成28年が2組、29年はございまして、本年30年が1組、合計で3組のマッチングがございました。

あわせて、結婚相談所登録補助事業としまして、平成28年度入会者が5件、成婚はゼロ、それから29年度入会者1件、成婚者がゼロと、こういった事業も実施しております。以上です。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） ありがとうございます。

私も広域の郡市のほうの婚活イベント、正副議長も入っているんですけども、聞いていて余り効果が低い、薄いなという感じがしているんです。それで、関川村独自の結婚しやすい環境づくりが必要なのではないかと思うんですけども、その点について村長の考えをお伺いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） なかなか関川独自の環境づくりというのは大変難しゅうございまして、婚活関係からしますと、ある程度下越岩船広域での取り組みでないと、なかなか難しいかなという気がございまして、引き続き定住自立圏事業の中で、どんな形ができるのかというのは検討していく必要があるかなと考えております。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） 時間がないのであれですけども、私思うに、参考までにですね、背中を押してくれる結婚相談員とか組織、例えば民生委員に協力をお願いするとか、あるいは結婚祝い金、出産祝い金と、昔そういうのがあったこともあったんですけども、私のほうの集落では10万円もらって、それを結婚祝い金として定期にしているんですが、1回使ったくらいで、あと全然使っていない、そのまま定期になっているような状況なんですけれども、そういうのも検討の1つには加えていただきたいというふうに思いますし、時間がないので③にいきます。

子育て支援センターの取り組み、これについて、国では今の子育て世代包括支援センターの設立を促しているようなんですけども、関川村では、どのような状況になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどお尋ねの結婚相談員の配置、あるいは結婚祝い金や出産祝い金ということでございますけれども、結婚相談員というのも、なかなか何が原因で進まないのかという部分があると思っております、相談員について設置をするというのも、それぞれ個々の個人の事情がありますので、それを配置したからふえるかという、なかなか難しいかなと思っておりますが、どんな形が村でやれるのかというのは、引き続き検討課題にしていきたいなと思っております。

なお、結婚祝い金や出産祝い金につきましては、例えば高額な額を用意すればあるかもしれませんが、やはり費用対効果という面からしますと、そこはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

あと、子育て世代包括支援センターの取り組みについてでございますけれども、国では32年度末までに妊娠期から子育て期にわたり総合的な総合事業や支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を自治体にも促しているということになっております。

今までも、保健師が個別に相談に応じるなどをしておりますけれども、センター機能を加える村の実態に合ったような組織体制をつくっていきたいと考えているところでございます。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） 今、関川村でファミリーサポートセンターを開設しているということで、村長からも答弁の中にそういうのが出てきましたけれども、そこで援助を受けたい人あるいは援助を行いたい人、これらの今、申し込みというのはどのぐらいあるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 課長から説明させます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 今ほどのファミリーサポートセンターの登録状況です。

依頼会員は、現在まだ1名でございます。提供会員につきましては3名となっておりますけれども、現在、まだ利用がない状況です。会員をふやすためのPR等をさらにしていきたいと考えております。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） ぜひ頑張ってください。

それでは、人口減少、それと少子化対策、村の大きな課題でございますので、前向きに積極的に取り組まれますよう、よろしく願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 10番平田 広さんの一般質問に感想ありましたら、どうぞ。3番小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番小澤です。

今の平田議員の質問の感想であります、人口減少や少子化対策についてというところで、村の

施策でありますファミリーサポートセンター事業、支援を受けたい人の申し込みが1組、応援する登録が3組、認知が足りないのかニーズがないのかというところを、やはりファミリーサポートセンター事業を始める前にきっちりやったのかどうかというところも含めて、やはり検討していただく必要があるのかなというのを感じた一般質問でした。以上です。

○議長（近 良平君） ほかにありますか。終わります。

次に2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番伊藤敏哉でございます。よろしく申し上げます。

2点質問をさせていただきます。

1点目でございますが、村民宛て公文書の管理についてというところでございます。

役場におきましては、日々多くの文書が種々発想され、それらの文書は関川村文書取扱規程（以下、規程という）に基づき取り扱いされています。今回質問させていただくのは、村民や村内の組織・団体宛てに発出される文書の管理についてお伺いするものであります。

この質問をさせていただく理由について申し述べます。

私の家族宛てにいただいた文書で、内容が把握しづらいものがあつたことと、地域の村民の方から、村から届いた文書の内容について相談を受けたことが数回あつた経緯がございまして、今回、質問させていただくものであります。

なお、個別の文書の内容についての説明は差し控えさせていただきます。

規程の第3条第2項に「文書は、やさしく、わかりやすいようにすることを基本方針として作成しなければならない」とあります。文書取り扱いの原則として、とてもわかりやすい表現で規定されています。さきに述べました村発出の文書のいずれも、複数の職員の目で確認していただければ、もう少しわかりやすく誤解のない表現で文書が作成されたのではないかと思われました。起案、発出される文書内容のチェック体制について、その現状をお伺いいたします。

2つ目でございます。

村の基礎的自治組織である集落の支援施策についてお伺いいたします。

加藤村長は、施政方針説明の集落・コミュニティーに関する部分で次のように述べられています。

「54集落がそれぞれ集落内での協力あるいは集落の垣根を超えた9つのコミュニティーでの連携、これらは一層大切になってくると考えております。村との協働にも期待する面が大きくなってきますので、集落、コミュニティー、あるいは諸団体が円滑な運営ができますよう、村としても多面的に支援してまいります。特に、買い物対策、通院等の地域交通対策、嫁婿対策など喫緊の課題や、交流、定住につながる先導的な取り組みなどに対して助成制度を設けるなど、支援をしてまいりたいと考えております」というふうに、述べられております。

コミュニティー組織につきましては、歴代村長が他の市町村に先駆けて設立、育成に鋭意取り組

まれ、村内全域に9つのコミュニティーが組織され、地域活動の運営に主体となって取り組んでいます。加藤村長も、引き続き支援の意思を表明されていることに深く敬意を表するところでございます。

コミュニティー組織の役割と重要性は、今後とも今まで以上に村と地域の協働に大きな役割を果たすことが期待されるところでありますが、今回は、コミュニティーの構成組織であり村の基礎的自治組織である集落の支援施策についてお伺いいたします。

加藤村長が施政方針で取り上げられておられる、村の喫緊の課題である買い物対策、通院等の地域交通対策、嫁婿対策を初め交流、定住対策は、基礎的な自治組織である村内54集落のそれぞれの実情と課題を理解した上で、初めてその集落とそれを包含するコミュニティー組織に対する有効な支援につなげることができるのではないのでしょうか。

コミュニティー組織がそれぞれ立地や規模、抱えている課題が異なっているように、個々の集落は、さらに違った事情と課題を抱えています。ここで提案させていただきたいのは、村と村内全54集落と個別の懇談会の開催を検討していただけないのでしょうか。集落側からは、区長さんを初め子育て世代の代表、家族の介護をしている人、集落の女性組織の代表、高齢者の代表、中学生や高校生、青年会の代表など、その集落の人口規模、年代構成に応じて集落側から出席を選考してもらい、集落センター等で車座で行います。

それぞれの集落でそれぞれの立場の人から、いろいろな考えや意見、要望を聞くことで、集落、コミュニティーの実情をより深く理解することにつながり、必ずや有効な集落、コミュニティーの支援策につながるものと思いますし、村政運営の各部門にも反映できる貴重な機会になると思います。

去る10月23日に、議会活性化対策調査特別委員会の視察研修で訪れた長野県飯綱町では、地域振興係という部署に10名の職員が配置され、分担して集落の総会等へ出席し、要望を聞いたり、小規模集落の事務を支援したり、さまざまな形で集落支援に職員が当たっているとの説明に、参考にすべき事例ではないかと感じました。

本村には54の集落があり、個別に実情を把握する機会を設けることは容易ではないと思いますが、この提案に対する村長の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

伊藤議員がおっしゃいますとおり、役場から村民の皆様にお送りしますさまざまな文書は、役場が住民に対して意思決定や情報を伝える基本的な手段でございますので、優しく、わかりやすくするようにというのが、まさに肝要なことだと認識をしております。

ご指摘の事例では、わかりにくい文書、あるいは住民の立場に立った文書ということで作成されていない、そういうことだと思いますが、文書内容の庁内チェック体制についてですけれども、文書の起案、合議、決裁、浄書につきましては、関川村文書取扱規程によりまして、それぞれの課で決裁区分により合議をされております。

村では、平成23年にお役所言葉の改善の手引を作成し、村民の皆様によりわかりやすい文書や言葉で接するように職員に指示しているところでございます。行政用語やカタカナ用語などは、言いかえることによりまして理解をいただけるものと存じております。

伊藤議員からいただきましたご指摘につきましては、再度職員に徹底をしまして、職員の立場に立ったわかりやすい文書になるように指導してまいりたいと考えております。ご指摘どうもありがとうございました。

次に、集落座談会の開催についてお答えをいたします。

村では、11月6日から12月3日まで、各コミュニティ単位で行政懇談会を開催させていただきました。懇談会には、村民の皆様200名余りの参加をいただき、さまざまな要望、提案をいただきまして、先ほど申し上げましたとおり、現在取りまとめておりますけれども、出席されなかった村民の皆様にもごらんいただきたいという思いから、概要を広報せきかわに掲載をしていきたいと考えております。

伊藤議員がおっしゃる集落座談会についてでございますけれども、合併しない宣言後の平成15年11月に実施され、大勢の皆さんに参加をいただきました。当時は合併しないということで、今後の村の財政や住民サービスについて村民の皆様の不安解消を目的に実施されたものと認識をしております。さきに実施いたしました行政懇談会では、村の財政状況を村民の皆様にご理解いただくとともに、さまざまな地域課題や村政のご意見をお聞きしたいということで実施したものでございます。

また、村では毎年集落要望の取りまとめを行っております。その中で、それぞれの集落が抱えている現状や課題について、集落みずからが議論をし、集約して村に伝えていただいているものでございます。

伊藤議員のおっしゃるとおり、村内54集落の座談会ということにつきましては、各集落が抱える個別の現状や課題をより共有し、より身近な行政運営ができるものと考えてはおります。また、若者やあるいは子育て世代、あるいは女性の皆さんなどの切り口で座談会を開催するということは、それぞれの世代のニーズが明確になり、大変有効なことだと思っておりますし、そのことについては実施も含めて検討していきたいと考えておりますが、集落単位での座談会となると、なかなか難しいものと思います。なお、集落で座談会をぜひ企画しようということでございましたら、私も積極的に参加をさせていただいて、いろいろなご意見を伺いたいと思っておりますのでございます。

身近な行政の推進という観点では、現在、職員が住民という立場で集落や地域コミュニティに

参加をし、一定の役割を担っております。こうした中、村外在住の職員も今では3割程度おりますので、こうした職員についても、地域とかかわれるよう、地区担当制を導入をして、地区と行政との連携をさらに深め、協働を含めた身近な行政を実現できるように、今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

丁寧なご答弁をいただきまして、お礼申し上げます。

まず最初の村民宛て公文書の管理についてでございますが、実は、去る12月2日にも、たまたま偶然といいますか、ある村民の方から、やはり自分の家族に届いた村から来た文書が、表現に整合性がとれていなくて理解しづらかったと。以前もそのような文書が届いたことがあったので、いわゆるチェック機能というものが十分働いていないのではないかなというようなご指摘、そしてまた、議会でもこの話題を取り上げていただきたいというようなお話がございました。

私も、文書をいただいて感じたのでございますし、また私にお話のあった方々もそうですけれども、やはりそういうふうを感じる方がいらっしゃるといことは、恐らくやはり十分意味の整合性のとれていないものも行っているのかなと思いますし、この機会に、ぜひもう一度、村長のほうから各課長、局長を通じましてご指導いただいて、ぜひ先ほど申し上げた基本原則、文書はやさしく、わかりやすいようにすることを基本方針として作成するということを、改めて確認を含めてご指導いただければと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、2点目のご答弁をいただきましたけれども、先般、村主催で行われました行政懇談会につきましては、先ほどから村長がご説明いただいておりますように、非常に参加者も多く、財政状況をわかりやすく公表され、各コミュニティーの地域計画、それから人口の推移など丁寧に説明され、村民が村の現状を知る貴重な機会になったと思いますし、参加者からも忌憚のないご意見が出たというふうに伺っております。この懇談会の開催については、心から敬意を表するものでございます。

私、常日ごろ考えておりますのは、今後はさらにコミュニティーから集落にまで踏み込んで、集落ごとの現状と課題の把握ということが必要な時代といえますか、時期になっているのではないかなというふうに感じております。

例えば、先ほど村長からご答弁いただきましたけれども、積極的に懇談会を企画する集落があれば、出席も考えてもいいよというご答弁でしたので、例えば、それが実現した場合、例えば村長が集落に来ていただけるというようなことになれば、その集落にとっては非常にビッグニュースになります。また、そのことが活性化につながる出来事になろうかと思えます。そういうことに実現するようであれば、集落では、私の想像するところですけども、役員会とか参加予定者による事前

の打ち合わせなども行って、村長さんにこんな話を聞いてもらいたいなとか、そういうようなことも行われるような期待もございます。

また、そういう検討会が終わった後、また懇親会などもやったりすれば、ますます忌憚のないご意見が出ると思いますし、集落とのコミュニケーション、村とのコミュニケーションというものも図れるのではないかと考えております。そして、そのことは、もし実現すれば、よそのコミュニティーとかよその集落にも波及して、非常にいい機会でしたということで広がっていくということも考えられると思います。

村民にとりましては、集落というのは生活の基盤であり、共同体と言っても差し支えないと思います。集落によっては、差異はあると思いますが、集落に対する連帯感というのは、やはりコミュニティーに対する連帯感を大きく上回るほどの連帯感を持っていると思います。

なかなかコミュニティーの場では発言できない内容でも、集落であれば発言できる場合もあると思います。また、集落の弱みとか課題というのは、なかなかコミュニティーの場では発言しづらいということも考えられますし、やはりそういうこともあると思います。

集落の意見ですとか要望、これらはすぐに実現できなくとも、実際に集落民からの意見を村長さん初めトップの方々に聞いていただいたというような安心感、それから期待感を持っていただくということが重要かと思えます。先ほど村長がご答弁で、平成15年、合併のときに不安解消のために集落座談会を行った経緯があるというお話もいただきましたけれども、それからもう15年も経過しておりますし、また一つの取り組みとしてご検討いただければというふうに思います。

先ほどご答弁にもありましたが、現状では、集落に対する施策は行政要望の取りまとめと、その要望事項に対する回答あるいは予算がついた場合は要望に応えるという、言葉は悪いかと思えますけれども、限定的な取り組みになっていると考えております。今後は、やはり集落の維持存続対策、小規模な集落ですと、本当に非常に厳しい、集落の行事すらも計画できないというようなところもございまして、あるいは中規模あるいは大規模な集落では、いかに活性化させるかというようなことに頭を使っている集落も多いところでございまして、これら集落支援という視点を重要視していただいて、また村の施策を検討していただきたいと思えますし、そういう時代、時期に、今、関川村もあるのではないかと考えております。

そして、各集落の実情を把握していただくことで、それを包むコミュニティーの課題というのも見えてくると思いますし、また、全村のことが改めて、先ほどの嫁婿対策、交通対策、買い物対策、それらの必要性の急がれるもの、もうちょっと後でもいいものというような、そういうものも見えてくるのではないかと考えております。

そういうことで、私も地元へ帰りましたら、企画をすれば村でも検討していただけるということもございまして、あるいは村のほうから働きかけて、各コミュニティーからモデル集落を選んで、

幾つかそういう集落座談会的なことをやっていただいて、それで効果を見て、非常に各年代からいろいろ面白い意見が出たということであれば、ほかの集落にも広げていっていただくような取り組みの一つとして、ぜひ前向きにご検討いただければと思いますが、今一度村長に私の発言についての見解、もう一度伺いできれば幸いです。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどのコミュニティーの中では、なかなか話しづらい、あるいはああいう規模の中では出席しづらいというお話も理解はできるところでございます。

今回の行政懇談会の一つの反省としては、行政懇談会という名前を打つと、何か集落や役員しか出られないような、実は雰囲気があって、私としては、若者も女性も集まっていたかかったんですけれども、そういう意味では、あのエリアでは多分、どうしても役付きの方が多く出るという中で、出席をためらった、本当は話をしてみたいけれども行かなかった方も結構おられるのではないかなと思っています。

とりわけ、施策に反映したいけれども情報がないというところが、若者の意見、あるいは女性の意見というのが、実は私は一番収集したくても、どこの会議に出ても、高齢の男性陣ばかりだということでもありますので、そういう意味では、私、先ほど申し上げましたとおり、そういう切り口あるいは産業界の人だとか、そういう切り口でさまざまな意見交換をすることが大事ななと思っております。

私が仕事をしておりましても、どうしても職員との会話がメインになりまして、地域に入れないというのがありますし、また、集落の方々、今回の行政懇談会の中でも言われたんですが、もっと役場の職員が集落に入れ、集落に入れというのは、要はもっと集落とのコミュニケーションをしっかりせいという話もいただいてきていますので、私も職員も含め、ぜひ積極的に集落に入る中で、本当の地域のニーズは何なんだということを把握した上で、今後の施策に反映させていきたいと思っておりますので、ぜひ、そういうご提案をいただければ、我々も積極的に参加させていただいて、集落と忌憚のない話ができたらと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

ぜひ、集落、先ほどと重複しますけれども、やはり本当の5軒とか6軒の集落に入りますと、非常にやはり切迫したといいますか、でもやはり外部の人に余り苦情を言いたくないというようなものもひしひしと伝わってくるような場合がございますので、先ほど村長からご答弁いただきましたけれども、地区担当職員というようなこともご検討されているということですので、ぜひとも職員の方々からも、そういう、特に軒数の少ない集落は、今、どうなっているんだということを、ぜひ肌で感じていただきたいというのがございます。

また、私の質問に対して、いろいろと具体的なお答弁をいただきましてありがとうございました。
ご答弁は要りませんが、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 伊藤さんに対する感想ありましたら、どうぞ。9番伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番伝です。

伊藤議員の質問に対しての感想なんですけれども、一番最初の質問、これ村からの文書配布、もうとにかく読んだ人がわかりやすい文書を出してくれと、そういうことだと思います。私もそういうことを感じたことがありますし、大変いい質問だったなど。これは絶対、これから関川村、高齢化で必要な問題だなど、そういうふうに感じました。大変ありがとうございました。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。10番平田さん。

○10番（平田 広君） 20年ぐらい前ですか、各集落回って懇談会、意見を聞いてくるというのがありました。そのとき、三役は全部回ったら大変だということで、各課長もみんな分担して、それぞれ回ったということなんですけれども、私も下土沢とか内須川とか、その辺を担当して回らせていただきましたけれども、向こうの意見を聞くということで、まずもってこういう意見がありましたみたいな格好だったんですが、そういうあれはありました。

当時の状況だけ説明させていただきました。ありがとうございました。大変ご苦労さまでした。

○議長（近 良平君） ほかにありますか。伊藤さんに対する感想を終わります。お疲れさまでした。
次に、4番加藤和泰さん。

○4番（加藤和泰君） 4番加藤です。よろしく申し上げます。

私のほうからは3点質問させていただきます。

まず1点目ですが、道の駅の将来構想について。

加藤村長の施政方針の中で、道の駅全体のレイアウトを含めた再整備の検討が必要とのことでしたが、その後の経過についてお伺いをします。

また、前執行部では、将来的に道の駅に産業会館、仮称でございますが、を建設し、そこに商工会管理公社、観光協会、温泉旅館組合など、いわゆる観光に携わる団体の事務所を集約し、より団体間の連携を図り、観光振興につなげたいとの意向であったかと思っておりますけれども、加藤村長のお考えについてお聞きします。

2点目ですが、JR東日本のデスティネーションキャンペーン、DCの取り組みについてお聞きします。2019年10月から12月に、JR東日本では新潟庄内エリアのDCを開催します。来年は、より多くの観光客が新潟県を訪れることが期待されるわけではありますが、当村ではどのような取り組みを検討しておられるかお聞きします。また、DCが終わり関川村を訪れた観光客が、また関川村に来てみたいと思えるようなDC後の展開についても、何かお考えがあるお聞きします。

3点目、総合型地域スポーツクラブの取り組みについて。スポーツ庁のホームページによると、

総合型地域スポーツクラブは、平成7年度から育成が開始され、平成29年7月には約3,580のクラブが組織されたとあります。スポーツ振興やスポーツを通じた地域づくり、また地域スポーツの担い手の確保などの観点から、関川村に総合型地域スポーツクラブを設立するお考えはあるかお聞きします。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員の質問にお答えをいたします。

まず道の駅の将来構想についてでございます。道の駅の再整備につきましては、平田議員のご質問にお答えをしたとおりでございますが、まずはしっかりとランドデザインを村民に示し、意見をいただくことが重要と考えております。これまで道の駅の再整備について検討するため、この4月に検討チームを立ち上げ、先進地視察、そして検討会と実施をしまして、職員提案について、できること、できないことなどの再整理をしたところであります。繰り返しになりますが、今後は有識者の協力を求めて、あるべきデザインを作成し、村民の意見を求めた上で中長期的な整備の方向性を定めてまいりたいと考えております。

平田村長時代にお話のございました産業会館構想につきましては、詳細は承知をしておりません。現在におきまして、産業会館の構想については、今のところ、私としては持ち合わせておりません。産業会館の有無にかかわらず、観光の振興のための関係団体の連携を図るということは、大変重要なことと考えております。

次に、デスティネーションキャンペーンの取り組みについてでございます。

このキャンペーンは、JRグループと地方の観光団体などが共同して行う大型の観光キャンペーンでありまして、略してDCと呼んでいるものでございます。今回のテーマは、日本海美食旅、ガストロノミーということで、新潟と山形庄内地方の食とその背景にある文化がテーマとなっております。

村では、毎年秋に東桂苑で開催しております食のイベント「食地」を核といたしまして、歴史情緒あふれる町並みと地元料理を売り込んでまいりたいと準備を進めております。ことしはプレDCということで、先般、全国から旅行エージェントの皆様が旅行企画を組むための視察に来られました。来年秋に本番を迎えるわけでありましたが、観光関係者へのPRや受け入れ企画のブラッシュアップを行っているところであります。新潟新発田エリアの関係者も連携し、DCの持つ発信力を利用いたしまして、関川村の認知度を高めてまいりたいと考えております。

また、本番後の翌年、再来年となりますが、アフターDCの中で、このたびの取り組みが一過性のもにならないよう、満足度の向上や他の地域との連携を深めてまいります。その後、再度訪れていただける魅力を付加できるよう努めますとともに、情報発信を進めてまいりたいと考えております。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 総合型地域スポーツクラブの設立についてお答えします。

総合型地域スポーツクラブは、身近な地域でスポーツに親しむことができ、多種目、多世代、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブです。総合型地域スポーツクラブは、郡市内であれば、村上市が旧市町村単位で設立しています。県内でも約35のクラブが各市町村で活動しています。

総合型地域スポーツクラブを普及するため、制度発足当初にt o t oから助成金をもらい設立したクラブが全国には多くありました。しかし、t o t oの助成金が終わると、スポーツクラブの運営ができなくなり、休止または廃止統合するスポーツクラブも多く見られます。

関川村でも、総合型地域スポーツクラブの設立を検討しましたが、人口減少や財政負担、人材確保の問題もありますので、当村では難しいと考えました。

今後も、関川村の現状に合わせた社会体育スポーツの普及推進と、住民福祉課との高齢者健康づくり等に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

道の駅の件は、平田議員の質問の中でいろいろ詳細にお答えいただきました。私も仕事で観光に携わったりしているんですけども、例えば春のサクランボ狩りなんかで、新潟方面から山形方面に向かっていくとき、大体、飯豊の道の駅にはやはり寄るんだそうですけれども、その手前、ちょうど1時間ぐらいが関川の道の駅で、やはり立ち寄る機会が多いんだそうです。

ですので、さっき平田議員からもありましたけれども、トイレの件については、よく観光のバスの乗務員さんなんか、あとお客さんからもお話がありますので、将来的なグランドデザインですか、その中でもいろいろ検討していただきたいなというふうに思います。

あと、産業会館のほうは、今のところそういうお考えはないというふうに承りましたけれども、関川の商工会館、建設から大分年数がたっていて、大分老朽化しているというふうに聞いていますけれども、その辺、何か商工会のほうからは、そんな要望はないものでしょうか。可能であれば結構ですけれども。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この前、要望をいただきました中に、将来的な構想ではあるけれども、何とか新しい道の駅に移行をしたいというご意見はいただいているところでございます。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

次にDCの関係でお伺いしたいんですけども、来年がDCの本番ということで、ことしもまだ

期間中にはありますけれども、2018年10月から12月がプレDCということで取り組まれていると思うんですけども、この中で、プレDCの期間で当村の観光について何か具体的な成果なりあったのかお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この件につきましては、担当課長に説明させます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） プレDCの関係でありますけれども、これは旅行エージェントの皆さんをお招きして、来年、ぜひ関川村にたくさんお客さんを送り込んでくださいという取り組みであります。

具体的には、旅行エージェントの関東と関西とあわせて30名ぐらい来られまして、2回に分けて来られまして、それで実際に食事を体験して食べていただいて、渡邊邸を見学してというような流れでございました。具体的に、来られた方の感触も大変よくて、ただその中で、具体的なこうしたほうが良いというアドバイスもいただいておりますので、それらが成果といいましょうか、それらを生かして、来年に結びつけたいといったところでございます。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

本当にJR東日本を挙げた大きなイベントなので、ぜひこういうチャンスをも物にさせていただければなというふうに思います。

次に、総合型地域スポーツクラブの取り組みの部分ですけれども、教育長、おっしゃるように、確かに関川村の人口規模ですとか考えますと、なかなか難しいということは理解しなければいけないと思うんですけども、今、スポーツ少年団を見ても、指導者の皆さん、ボランティアで本当に熱心に各スポーツに取り組まれて、本当に素晴らしい指導者の方がいらっしゃるんですけども、地域スポーツ、今申し上げた総合型地域スポーツクラブというのは難しいにしても、私思うんですが、将来的にも、こういう指導者の方々が本当にやっていっていただける環境を整えてもらいたいという部分は、強く思いますので、財政面の支援ができなくても、そういうスポーツの指導者担い手の確保といたしますか、そういったことは、ぜひいろいろ行政のほうでも検討、取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 指導者の確保と育成というのは、重要な問題とっております。現在、スポ少の指導者懇談会というものもやっておりますし、そういった問題も取り上げて、またそれらの対策を進めていければなと思っております。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

済みません、例えば私、今、野球のスポーツ少年団のほうにいろいろかかわせてもらっているんですけども、他のスポーツ少年団の人から比べると、関川の指導者は本当に素晴らしいですね。なので、もう本当に、他のクラブからもうらやましがられていると。実際に高校野球で活躍した人がいたり、本当に素晴らしい指導者の人たちがいらっしゃいます。ですので、今、お話しいただいたように、引き続き指導者の育成、またいろいろな情報交換ということに努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（近 良平君） 加藤さんの質問に対する感想がありましたら、どうぞ。3番小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番小澤です。

観光の、以前に話が出ていた産業会館の件ですとか、DCの件、さすがにご商売柄なのか、詳しくいろいろなところに質問されているなと思ったんですが、村長の答弁で、DCの取り組みの中で、今、プレDCをやっていると。その際にCSのお話、ちらっと出ました。CSの向上に努めるといったところを、もう少し踏み込んでいただけるとありがたかったかなと思いました。以上です。

○議長（近 良平君） 感想を終わります。

○議長（近 良平君） 休憩します。13時まで。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。

このたび行われた行政懇談会において、道の駅周辺整備についてたくさんの質問が出され、返答もされましたが、実際に取り組む姿勢と計画（案）などがあればお伺いしたいと思います。

先ほど、前段で2議員が質問され、いろいろお聞きしましたが、いつごろまで取り組むのか、その辺だけお聞きいただければありがたいと思います。

2点目であります。ことしは全国的に自然災害の多い年でありました。幸いにも、当村においては無災害ではありましたが、いつ何時災害に見舞われるかわからないという状況下にあります。

危険地域、危険箇所など詳しい情報をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、道の駅の整備につきましては、村民の思いも強いものであると感じております。実は、道の駅の整備につきましては、国交省の幹部の方々とも実は相談をさせていただいています。そのときにご指摘いただいていますのが、まずあの道の機能をどうするのか。ある地域によれば、例えば福祉を重点に置いた道だとかということがありますので、まずどんな道の駅にしたのかという、道の駅のコンセプトというものをやはり立てる必要があるでしょうと。そういう中で整備が必要であれば、財源的な問題については農水省の金を使うのか、あるいは国交省の金を使うのか、その辺は十分相談に応じるので、まずその辺を検討すべきだというようなアドバイスもいただいています。

そういうこともありまして、先ほどお答えいたしましたとおり、まずはあの地域をどういう形にするのか、コンセプトも含めてランドデザインをつくる必要があるのかなと考えて、先般、先ほど平田議員、加藤議員にお答えをしたところでございます。このランドデザインの作成については、新年度には取りかかって、できるだけ早い時期に成果を出していきたいなと思っております。

次に、危険地域、危険箇所についてでございます。加藤議員がおっしゃるとおり、大規模なものとしては、ことしの9月に発生しました北海道胆振東部地震や7月の台風前線による関西を中心とした平成30年7月豪雨を初め、国の取りまとめによりますと被害が大きなものとして8件ぐらいあると聞いております。

ご質問の村内における危険箇所につきましては、土砂災害警戒区域、重要水防箇所、雪崩危険箇所の3種類がございます。

1点目の土砂災害警戒区域ですが、指定された箇所が123カ所ございます。これは、土砂災害防止法に基づき新潟県が県内を調査したものでございまして、内訳は、急傾斜の崩壊が51カ所、土石流の流出が58カ所、地すべりが14カ所となっております。

2点目の重要水防箇所でございますが、荒川においては堤防の整備がほぼ終了しておりますが、増水による堤防からの漏水や越水の危険性がある箇所が重要水防箇所として19カ所指定をしております。内訳としましては、左岸側が7カ所、右岸側が12カ所でございます。また、県管理河川におきましては、5河川で10カ所が県の重要水防箇所となっております。

3点目の雪崩危険箇所につきましては、19カ所となっております。詳細につきましては、平成29年に改正しました関川村防災計画や本年度予算で作成をします土砂災害ハザードマップをごらんいただき、災害発生時の安全確保、避難誘導に活用をお願いしたいと存じます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） 大変ありがとうございました。

では、道の駅周辺については、ひとつ早目に取り組むということで、よろしく願いをいたします。

2点目についてであります。土砂災害の123カ所については、それぞれに土砂災害箇所が58、地すべりが53というようなことで、ハザードマップに皆これは、関川村のところに載っておるといふ箇所でございますので、それは了解をいたしました。

河川の水災害であります。この箇所については、砂防ダム等々の関係もございませうけれども、まだ砂防ダムのないところに関しましては、地域でも田んぼからの水だとか、このたびの災害におきまして、とんでもない雨量があったわけでございますので、その辺の見直しもお願いしたいというような声も出まして、この質問をさせていただいたんですが、またハザードマップを見ながら、当局にお願いをしていきたい、そんなふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

では、こんなことで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 高橋さんの質問に対する感想ありましたら、どうぞ。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） なしと認めます。

これで一般質問を終わります。お疲れさまでした。

日程第5、議案第69号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について

日程第6、議案第70号 し尿処理に関する事務の委託について

○議長（近 良平君） 日程第5、議案第69号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について及び日程第6、議案第70号 し尿処理に関する事務の委託についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第69号及び第70号は、し尿処理に関する事務の委託についてであります。

これまで村内の浄化槽汚泥を含むし尿の処理は胎内市に委託してまいりましたが、この施設が廃止されることから、平成31年4月1日から村上市に委託するものでございます。詳細は、建設環境課長に説明させます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、議案第69号及び議案第70号について経緯等を説明いたします。

このし尿処理施設については、もともとは下越清掃センターという組合がございまして、そこにし尿処理等を委託していたわけでございます。が、平成24年2月にこれを解散するというので、そのときの調印の過程で、平成31年3月31日をもって胎内市への委託を終了するものとなりました。

その後、31年度に現施設、胎内市清掃センターですけれども、撤去工事が行われます。その後の過程におきまして、し尿処理については村上市のほうに31年4月1日から委託するというので事

務手続を進めております。村上市とは協議済みです。なお、このことについては、平成28年度の3月議会で趣旨説明を、これは新発田市が当会から抜けるというときに説明しております。以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第69号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号 し尿処理に関する事務の委託について質疑を許します。質疑はありませんか。2番伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 済みません、私、前の号に押したんですけども、間に合わなかった。

○議長（近 良平君） 大丈夫、同じようなものだからどうぞ。

○2番（伊藤敏哉君） 今ほど建設課長から、現施設は31年に撤去というお話がありましたけれども、その負担というんでしょうか、解体の負担などは関川村に求められるものんでしょうか、お伺いします。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、解体費につきましてご説明申し上げます。

解体費につきましては、今、おおむね概算ですけれども4億8,000万くらい、撤去の費用がかかります。そのうち、今まで基金として積み立てておりましたものが約3億3,000万くらいございます。残差し引き、今のところ不足が1億4,000万くらい不足しております。それを胎内市、新発田市、村上市、関川村、これを建設当時の公債比率で負担をするような形になります。ただ、今申しあげました差し引きの1億4,000万の不足分ですけれども、まだ今、精査中でございます。それがまだはっきりしておりませんので、今、はっきり申し上げられませんが、今のところ満額4億8,000万かかった場合は、村の公債比率10%でございますので、約1,400万くらいの負担があります。以上でございます。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号及び議案第70号については、所管であります産業建設常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第7、議案第71号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（近 良平君） 日程第7、議案第71号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第71号は、関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例を新たに制定するものでございます。

これは、高度な専門性を持った業務に携わる者や、一定期間業務量の増加に対応するために専門性を持った者を5年以内の任期で職員に採用する目的に必要な条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、人事を所管いたします総務課長に説明させます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） それでは、議案第71号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

趣旨につきましては、今ほど村長がお話ししたとおりでございます。なお、近隣市では村上市、胎内市のほうで、この条例、同じ条例がもう制定済みで、実際、自衛官を防災危機管理担当として採用しているというような状況でございます。

それでは、条例のほうをごらんいただきたいと思います。

第2条第1項では、高度の専門的知識、経験、またはすぐれた識見を有する者、例えば弁護士とか医師、こういった方々を特定任期付職員として採用することができると。この第2項では、専門的知識、経験を有する者、例えば教師、看護師等、そして第3条では一定期間で終了する業務または一定期間内に限って業務量増加が見込まれる業務に従事する者、例えば開催日が決まっております国体のような大きな大会の運営に従事する職員、こういった方々を採用できると定めているものでございます。

はぐりまして2ページをごらんください。

第4条では、短時間勤務職員、例えば短時間の保育従事員や運転員、または育児休業や介護休暇の時間取得職員にかわる職員について採用することができると定めているものでございます。

第6条につきましては、任期の更新規定といたしまして、5年未満の任期については5年以内の範囲で更新ができるとするものでございます。

3ページをごらんください。

第7条は、第2条第1項の規定で採用された特定任期付職員、この方の給料表でございます。特定任期付職員以外の者につきましては、同種の経験年数等を加味しまして一般職員に準じた額を支給することとします。

第8条は、特定任期付職員の手当については支給しないということを定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

議案第71号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について質疑を許します。

質疑はありませんか。3番小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番小澤です。

今ほど総務課長から、胎内市、村上市では、もう既に制定済みであったり、この各号の説明があったんですけども、具体的に、今、こういった人の採用が見込まれるとかというのがあるようでしたら教えていただければと思います。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今現在、考えてございますのが、村上市、胎内市と同様に自衛官の防災そして危機管理の担当する方を任期付でお願いしたいというふうに考えておりますし、あともう1点、職員で保育士が不足してございます。それで、保育士につきましても任期付での採用を検討しているといったような状況でございます。以上です。

○議長（近 良平君） 3番小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 今、保育士の話があったんですけども、現状、村の保育士で臨時で定年になられた保育士の方の採用が何名かいらっしゃると思うんですが、そういう方々も該当するという事で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今、考えているのは、退職された保育士免許を持った職員については、検討の中には入れてございません。新たに職員としてお願いしたいのは、保育士の免許を持った、それ以外の方でございます。

○議長（近 良平君） 9番伝さん。

○9番（伝 信男君） 今の小澤議員の質問と同じなんですけれども、その中で、今の総務課長からの答弁の中で、災害……、自衛官のOB、その人、多分、この前ちょっと自衛隊の集まりのときに行ったら、公益財団法人、自衛隊のOB、その自衛隊のOBでも災害何とかアドバイザーか、その資格が必要だとかということで、関川村から誰か推薦してくれということで、ちょっと話はしたんですけども、何かその人、俺が話しした人は、資格があるとかないとかって話だったんですね。その辺、村へは多分、自衛隊のOBの方から、そういう話は入ってなかったですか。

○議長（近 良平君） 村長。（「災害何とかアドバイザー」の声あり）

○村長（加藤 弘君） 自衛官を再任用する場合には、ただ自衛官だからといって防災に詳しいわけではございません。したがって、そういう方々を自治体が採用する場合には、十分な研修を受けて資格を取らせるということでございまして、今、具体的に、この再任用にする者を決めている

ものでもございませんし、村内にこういう方がおられる状況ではございません。したがって、自衛隊のほうには、そういうもし適任者がいれば、ぜひ紹介をしてほしいということで、防災、これから職員がころころかわった中で、しっかり防災ができないということで、そうしたノウハウのある方を短期に雇って、村の防災力の強化に努めたいと、そういうことで、今、お願いをしている段階でございます。したがって、この4月に配置するかどうかは明らかではありませんが、仮にそうした場合にも適切に対応できるように、今から条例を整えていくと、そういうことでございます。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号については、所管であります総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第 8、議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9、議案第73号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第74号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第11、議案第75号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第8、議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第12、議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例まで、以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第72号から議案第76号までの条例改正案件5件について説明をいたします。

この5議案は、議会議員、常勤特別職、一般職職員、技能労務職員、診療所勤務医師の報酬及び給与等の改定についての条例改正であります。

国は、人事院の勧告に従い、給与等の法律の改正が成立し、村も県に準じて改正するものでございます。詳細は、給与関係を主管いたします総務課長から説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第72号から76号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例につきましては、はぐりまして第1条、第1条では、本条例第5条第2項中、12月に支給する期末手当の額を現行100分の172.5を100分の177.5を乗じて得た額に改め、平成30年12月1日から適用するものです。

はぐりまして、第2条、第2条では、平成31年4月1日以降の支給につきましては、6月、12月の支給割合を100分の167.5とするものでございます。

次に、議案第73号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議員報酬と同様に第1条では、はぐりまして第1条でございます、こちらのほうで本条例第3条第2項中、12月に支給する期末手当の額を現行の100分の172.5を100分の177.5を乗じて得た額に改め、平成30年12月1日から適用するものです。

めぐりまして2ページ、第2条では、平成31年4月1日以降の支給につきましては、6月、12月の支給割合を100分の167.5とするものでございます。

次に、議案第74号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、はぐりまして第1条では、第15条第2項中、宿日直手当の支給額を4,400円とするものであります。また、本条例第17条第2項第1号中勤勉手当の支給額を、現行100分の90を、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額とするものです。また、再任用職員の勤勉手当につきましても、現行100分の42.5を、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額とするものであります。

次に、行政職給料表につきましては、初任給の1,500円の引き上げと若年層の1,000円程度の引き上げを行うこととし、その他の者につきましては400円程度の引き上げを行うものでございます。

ずっとはぐりまして、第2条では、第16条第2項中期末手当の支給額を、6月12月の支給割合をそれぞれ100分の130とするものです。また、再任用職員の期末手当につきましても、100分の72.5とするものです。第17条第2項第1号中、平成31年4月1日以降の勤勉手当につきましては、100分の92.5を乗じて得た額とするものでございます。また、再任用職員の勤勉手当につきましては、100分の45を乗じて得た額とするものでございます。

次に、議案第75号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、給料、手当等につきましては一般職員に準じて改正を行うというものでございます。給料表につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例は、給料、手当につきましては一般職員に準じて改定を行うというものでございます。給料表につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第72号関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第77号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第6号)

日程第14、議案第78号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第15、議案第79号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第16、議案第80号 平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算(第1号)

日程第17、議案第81号 平成30年度関川村簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第18、議案第82号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第19、議案第83号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(近 良平君) 日程第13、議案第77号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第6号) から日程第19、議案第83号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算(第2号) まで、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第77号から議案第83号は、平成30年度の関川村一般会計と5つの特別会計、そして水道事業会計の補正予算でございます。

詳細は総務課長、住民福祉課長、農林観光課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第77号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出にそれぞれ290万円追加しまして、48億7,530万円とするものであります。

初めに7ページ、8ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正としまして、ことしの渇水・干ばつ・台風による減収農家に対する緊急融資の利子補給を行うもので、JA資金につきましては来年度から4年、融資残高の0.24%を限度に、また県資金は来年度から6年間、融資残高の1.45%を限度に利子補給を行うというものでございます。なお、今年度分につきましては既決予算で対応します。

次に、第3表地方債補正の1、追加につきましては、消防積載車更新において、当初辺地債で起債を予定しましたが、起債配分枠の縮小によりまして過疎債を財源として事業として実施をするものでございます。また、小中学校の空調設備設置事業を、学校教育施設等整備事業債で行うため追加しました。

8ページの2、補正につきましては、事業費増により起債限度額を変更するものでございます。

3、廃止につきましては、過疎対策ソフト事業枠の確定によりまして、当初予定していた配分枠より少なかったため、地域活性化事業と安心・安全対策事業の起債発行を廃止し、一般財源で実施します。また、消防積載車につきましては、追加で説明しましたとおり、辺地債から過疎債に変更するために廃止するものであります。

次に、歳出につきましてご説明します。

12ページをごらんください。

1款1項1目2節給料、3節職員手当等につきましては、先ほど条例の一部改正でご説明申し上げました人事院勧告に伴い、職員給与、議員報酬の差額を4月1日、12月1日にさかのぼって支給するものです。それぞれの款項目では説明を省略させていただきますが、全体としまして、人件費が、22ページをお開きください、特別職といたしましては、長で2万2,000円の減、議員で10万6,000円の増、それと一般の給与費改定では、育児休業による給料の減額により、次の23ページの一般職総括というところがございますが、ここの比較の欄の右、合計欄、こちらにありますとおり、83万円の減となっております。

戻りまして、13ページ、14ページをお開きください。

2款1項4目11節庁舎管理費修繕料50万円につきましては、出納室に相談用の個室としてパーティションを設置するものでございます。25節積立金財政調整基金管理費運用利子積立金は、額の確定による見直しを行ったものです。以下、それぞれの款の積立金につきましては、同様でございますので説明を省略させていただきます。

次に、7目14節ふるさと納税システム使用料は、ふるさと納税の窓口を広げるため、1月からふるさと納税ポータルサイトに加入するための使用料、決済に伴う手数料等でございます。その下の郵便局見守りサービス使用料、これにつきましては、ふるさと納税の返礼品として月1回郵便局員が自宅を訪問し、健康面等を確認、メールで納税者が指名する3カ所、例えば本人、そのほかに兄弟等、こういった方々に報告するというものでございます。

3款1項2目28節介護保険会計繰出金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の減及び育児休業による事務費の減でございます。地域包括支援センター運営費繰出金は、給与改定に伴う繰出金でございます。

3目11節むつみ荘の管理費、修繕料につきましては、貯湯槽の雨水等侵入防止対策としまして、マンホールのかさ上げを行うというものでございます。

次に、15、16ページをごらんください。

4目20節扶助費重度心身障害者医療給付費は、受給者増に伴う補正で、県から2分の1の補助があります。3項2目28節簡易水道会計繰出金は、簡易水道会計と上水道会計の統合に向けた認可変更に伴う水理解析委託事業実施のために繰り出すものでございます。

はぐりまして17、18ページをごらんください。

5款1項3目19節経営体育成支援事業補助金、これにつきましては、台風による被災堆肥舎の復旧事業で、対象は蛇喰地内にございます有限会社高橋農場です。歳入で県から同額の補助がございます。

7款1項1目19節日本海沿岸東北自動車道建設促進新潟地区期成同盟会負担金は、来年の1月から2月に日沿道建設フォーラムin村上が開催されることによりまして、負担金が必要となったものでございます。

2項2目11節道路除雪対策費修繕料は、消雪井戸のポンプ取りかえ、井戸洗浄を行うというものでございます。18節道路除雪対策費備品購入費の減額は、予算と実績の請差によりまして減額するものでございます。

はぐりまして19、20ページをごらんください。

3目15節工事請負費は、南赤谷上関線道路拡幅改良工事の確定によりまして減額するものでございます。

9款2項1目13節施設整備費設計積算委託料は、小学校の空調設備でありますエアコンの設置

設計業務の委託料です。

その下の3項1目13節設計積算委託料は、中学校の空調設備でありますエアコンの設置設計業務の委託料でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

戻りまして9ページ、10ページをごらんください。

13款2項5目1節道路橋梁費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、大石トンネル修繕料の財源を交付金から辺地債に変更するため減額するものです。

6目1節学校管理費国庫補助金は、小中学校の空調設備設置設計業務委託料を冷房設備対応臨時特例交付金として事業の3分の1を計上するものであります。

14款2項2目1節重度心身障害者医療対策事業費県補助金は、2分の1を補助するというものでございます。

4目1節経営体育成支援事業県補助金は、先ほど説明しました台風被害による堆肥舎の復旧県の補助金でございます。

7目2節部活動支援員補助金は、補助金の確定による計上です。補助率は3分の2でございます。

18款1項1目1節前年度繰越金につきましては、今回補正の財源とするものでございます。

20款1項1目1節地域活性化事業、それと安心・安全対策事業債は、先ほど説明しました地方債補正の廃止によりまして減額をするものです。

4目1節道路整備事業債は、南赤谷上関線道路拡幅改良工事の確定及び大石トンネル財源変更により1,040万円増額するものであります。

11ページをお開きください。

除雪機械整備事業債は、除雪機械購入事業の確定による840万円を減額するものであります。

5目1節消防積載車更新事業債は、辺地債から過疎債に変更し額を変更するものであります。

消火栓新設工事債は、工事箇所の追加に伴い増額をするものです。

6目1節小学校債情報通信技術ICT事業債は、ソフト枠縮小により減額を行うものです。空調設備設置事業債は、事業費確定により計上するものでございます。2節中学校債につきましても、小学校債同様、情報通信技術ICT事業債は、ソフト枠縮小により減額するものです。空調設備設置事業債は、事業費の確定により計上するものです。3節保健体育債は、過疎ソフト枠の縮小により減額を行うものです。この減額に伴い、財源は一般財源で手当することにしてあります。

7目1節臨時財政対策債は、総額の確定に伴い減額をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） それでは、続きまして議案第78号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,290万円とするものであります。

初めに、歳出をごらんいただきたいと思います。ページは206ページでございます。

今回の補正につきましては、保険給付費の予算計上の考え方としまして、4月から10月までの7カ月間の実績に、11月から3月分までの見込みを計上してございます。増額の理由といたしまして、7カ月分の実績で前年同期と比較しまして約5%ほど給付費が増額となっております。その理由といたしまして、入院がふえているということがございます。それからもう一つは、人工透析を受けている人が2人ほど、7月から1人、9月から1人がふえておまして、1人当たりの給付額が月額28万円ほどかかりますので、これが要因になっているものと思います。

この給付費の財源につきましては、県からの交付金が交付されるということで、歳入のほうの205ページに1,400万円を計上してございます。

以上です。

続きまして、議案第79号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,380万円とするものでございます。

初めに、歳出をごらんいただきたいと思います。ページは406ページです。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、2節給料につきましては、育児休業取得のための減額でございます。

2款保険給付費1項介護サービス費、それから次の2項介護予防サービス費、2つあわせてご説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、居宅介護サービスから施設サービスへ移行する方がふえておまして、見込みによりましてそれぞれ増額、2項につきましては500万円の減額という予算を計上させていただいております。

407ページ、5項の特定入所者介護サービス費につきましては、肴町病院等急性期の治療が終わって介護状態になりまして、介護が必要な方のための給付費でございます。40万円の追加でございます。

408ページ、4款地域包括支援センター運営費、これは職員給の改定によるものでございます。

5款地域支援事業介護予防日常生活支援総合事業費1目介護予防生活支援サービス事業費、これにつきましては、要支援1、2の方の生活支援サービスということで、250万円の追加でございます。

ます。利用者の増となっております。

歳入のほうへ移らせていただきます。

404ページです。

3款国庫支出金2項国庫補助金5目介護保険事業国庫補助金、これにつきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に対しまして、国から2分の1の補助をもらうものでございます。これに伴いまして、7款繰入金1項一般会計繰入金その他繰入金1節事務費繰入金169万円の減額となっておりますが、国の補助金の増によるものと、システム改修の減額によりまして169万円の減額となっております。

以上です。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） 議案第80号 平成30年度関川村村有温泉特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ800万円とするというものでございます。

歳出といたしまして605ページをごらんいただきたいと思います。

このたびお願いいたしますのは、修繕料として160万円を計上させていただきました。当初予算に修繕料といたしまして110万円ほど予算計上しておりましたが、揚湯ポンプの修繕等、それは予定していたんですけれども、そのほかにもふぐあいがあったりして、予算をほぼ使っております。つきましては、今後何かあったときにすぐ対応できるように予算を確保したいということで計上させていただきました。

財源といたしましては、604ページ、前のページをごらんいただきたいと思いますが、前年度の繰越金160万円を充てさせてもらったというものでございます。以上です。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、議案第81号 平成30年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,780万円とするものでございます。

それでは最初に歳入のほうをごらんください。806ページでございます。

2款1項1目水道施設費でございます。修繕料としまして100万円の増でございます。これは、八ツ口のテレメーターの異常による緊急修繕でございます。次に13節委託料でございますが、配管図作成業務委託料、これは精算による減でございます。31万円でございます。施設整備費としまして、設計積算委託料としまして200万円の増でございます。これは、統合に向けての認可変更

に伴う水理解析委託料として200万円でございます。

続きまして807ページをごらんください。

15節工事請負費でございますが、400万円の減となっております。これは、女川圃場整備の関連配水管の移設工事が行われなくなったためでございます。

次に歳入でございます。804ページをごらんください。

3款繰入金2項他会計繰入金、一般会計からの繰入金が100万円でございます。これは、先ほどの認可変更に伴う水理解析委託料の2分の1を補助するものでございます。それから次に繰越金でございますが、前年度繰越金368万6,000円でございます。

それから、805ページでございますが、諸収入でございます。600万円の減でございます。これは、女川圃場整備関連配水管移設工事を行わなかったための減額でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第82号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,290万円とするものでございます。

最初に歳出のほうをごらんください。905ページでございます。

1款1項2目維持管理費でございます。修繕料250万円の増でございます。これは、打上のマンホールポンプの故障に伴う増額補正でございます。

次に歳入のほうをお願いします。904ページでございます。

前年度繰越金250万円を補正するものでございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。

続きまして、議案第83号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度関川村水道事業会計予算の第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに収入の部でございます。30万円の増額で1億2,282万4,000円でございます。

次に支出の部、補正額30万円でございます。支出の部の合計が1億2,272万4,000円でございます。

次に、説明のほうさせていただきます。1004ページをごらんください。

最初に歳出の部でございます。

委託料65万円の減、これは漏水調査委託料の減で、委託の見込みがありませんでしたので減でございます。

次に修繕費150万円の増でございます。これにつきましては、鮎谷橋の配水管の漏水のための布

設がえ工事で150万円の増でございます。

次に収入の部でございます。

水道使用料30万円の増。超過料金、冬期間の使用料の増が見込まれることによるものでございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

○議長（近 良平君） 休憩します。2時10分まで。

午後1時55分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

住民福祉課長から訂正の申し入れがありましたので、これを許可します。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 先ほどの介護保険会計の補正予算の説明で、誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

407ページをお開きください。

2つ目の枠ですが、5項特定入所者介護サービス費1目特定入所者介護サービス費19節負担金40万円でありますけれども、先ほど肴町病院等の急性期の治療が終わった方の給付費とご説明させていただいたんですけれども、急性期の治療が終わった方だけではなくて、介護施設に入所している方の食事や居住費、低所得者の分の補助に当たる分の補正でございました。大変申しわけありませんでした。

○議長（近 良平君） これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第45号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第6号）について質疑を許します。
質疑はありますか。10番平田さん。

○10番（平田 広君） 10番平田です。お聞きしたいけれども、空調設備設置業務委託についてけれども、この関係で、新聞でもだいたい出ていましたけれども、今、期間限定、30年度限定のものか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今回、特例交付金ということで、今回、関川村が申請しているものが、30年度の補正のものであります。

○議長（近 良平君） 10番平田さん。

○10番（平田 広君） 30年度 （「もう一回押してください」の声あり）今回が委託で、実施、入るのは来年度ということですか。それとも30年度内にやって繰り越して31年度にやるとか、そういう格好になるのか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） この後、今回12月補正で設計委託料を上程させていただきまして、これを可決していただきましたら、今度工事費を、また30年度中に予算を計上いたしまして、発注をした形で繰り越しをさせてもらうということであります。

○議長（近 良平君） 10番。

○10番（平田 広君） これ、補助事業で3分の1補助が出るけれども、残り起債対応になっていますが、この起債のほうも両方、どのぐらいの率になっているのか。過疎債であれば8%とか返ってくるからね。その辺も。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 補助対象枠の3分の1が交付になりまして、その補助の残りについて起債が100%充当でありまして、その6割が交付税算入されるというものであります。

○議長（近 良平君） 10番。

○10番（平田 広君） それで、起債の名前なんですけれども、これ、11ページの空調設備設置事業債となっていたのと、7ページのほうでは学校教育施設等整備事業債というようなことで、これは、名前が違うでいいんですか。起債の名前、同じ名前になるのではないんですか。

○議長（近 良平君） はい、どうぞ。

同じなんでしょう、これ。括弧書きだもんな。（「学校教育施設等整備事業債の中の空調設備設置事業の声あり」）

9番伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番伝です。

この空調設備は、どの程度の空調設備になるんですか。結構、設計委託までお願いして、それから予算組んでなんて話なんですけれども、普通、エアコンであれば、我々単純な考え、クーラーつけばいいのではないかと、そういうふうなあれなので、そこが設計委託までしてやる空調設備であれば、相当なものだと思いますけれども、どの程度の規模になるのか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 普通教室に、通常の教室であれば1教室1室内機、1室外機ですか、という形ですし、その方式と……、小学校のほうは天つり式といいまして、埋め込みではない形であります。中学校のほうは、割と壁掛け式ということで、値段を抑えるような設計にはしております。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 冷房だけの設備であれば、天井づりであろうと何であろうと、室外機というのが必要なんだけれども、その室外機が、多分役場のクーリングタワーがありますけれども、それと同じように、でかい設備を1カ所に室外機を置いて、それをあと室内機に分配するという方式な

のか、それとも各教室に室内機と室外機を置くタイプなのか、この設計委託で500万もかけるのであれば、片一方300万か、であれば、相当の空調設備になると思うんですね、設計委託だけでこれだから。だからその辺、課長、判断してないのであれば、どういう形でこれから持っていくのか、その辺ちょっと。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今、伝議員が申し上げられたとおり、1教室に室内機1の室外機、外1という形です。設計委託料のほうは、額は大きくなっていますけれども、また入札のほうで差額とも出てくるとは思いますけれども、ここまではかからないと思います。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） では、室外機はまずとにかく1カ所で、あとそれを各室内機に分配すると、もう室内機も室外機も、普通の家庭用のエアコンと同じタイプになるんですか。ただ大きいだけで。（「形が大きい形で、集中方式でなくて」の声あり）。

○議長（近 良平君） 課長、スイッチ押して。

○教育課長（熊谷吉則君） 集中式ではありません。

○9番（伝 信男君） とすれば、各教室ごとにつける。（「そうですね」の声あり）それで何で、設計委託なんて必要なんです。部屋の大きさとあれさえわかれば、もうそのままつけられる。何で設計委託してまで、それする必要があるのかな。各教室に1個ずつつくのであれば。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 余り深く携わっていませんけれども、各教室は個々に小さい普通のエアコンですけれども、それが全部屋となると、相当の、要は受電設備が変わってくるんですね。トランスの入れかえ、それから引き込み関係、それから主電源の関係とか、そういったもろもろかわってきますので、設計委託しないと、ちょっとその辺の電気屋さんから買うというわけには、ちょっといかない状況なので、ただ、今の多分この委託費については、かなりマックスで、まだ部屋がはっきり決まって、今、決まったと思うんですけれども、部屋数がどこまで、特別教室までやるのか、普通教室までやるのか、その辺、まだこの予算の段階では決まっていなかったと思います。なので、多分、かなり大きくとっていると思われま。想像ですけれども。その辺、教育課長にお願いします。

○議長（近 良平君） 9番伝さん。

○9番（伝 信男君） この前、村長ともちょっと話、ちらっとしましたよね。それで、よその学校個々につけたら余りよろしくない。それで、やり方ちょっと考えなければならぬと、村長ちょっと個人的な話なんですけれども、村長と話をした覚えがあるんですよ。村長、これ今の説明でどう思いますか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私は、空調の専門家ではありませんから、よくわからないので、言えば民間のでかいものをつければいいのではないのかなという話で、実は町村会でもそういう話をしまして、何が一番いいのかという話を伺いましたところ、聖籠の町長から、実はうちのところも民間のあれをつけたと。結局、全然きかなくて、やはりある程度入っている人数のカロリーよりも下回らないと、ほとんど下がらなくて、吹き出し口だけ涼しいという状況で、それがだめなので、通常の施設に買い換えた。だから、それだとまた失敗しますよというアドバイスもいただきまして、再度検討させたところでございます。

設計料あるいは工事費についても、いろいろ精査をしたんですけれども、課長のほうから、他の町村の状況も見まして、高くないかということも当然チェックをしまして、それについても、私のほうでは、他の町村並みの価格に抑えているなということで、これについてオーケーをしたところでございます。

○議長（近 良平君） 3番小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番小澤です。

今の建設環境課長の話だと、この予算を組んだときには全体像がわからなくて、このぐらい多目にとったと。今、わかっているということなので、大体どのぐらいになりそうなんですか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 中学校、今300万で、小学校250万ですけれども、このときは確かに特別教室もできるのではないかとということでやっていたんですけれども、普通教室、今回、だけでやろうということになっていますので、幾らぐらいになるかとか、実際に見積もりの段階ですけれども、どちらも200万台を切るのではないかと思いますけれども。

○議長（近 良平君） 済みません、休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。5番鈴木さん。

○5番（鈴木満寿夫君） ちょっと私、よくわからなかったんですけれども、これ、暖房のほうはどういうふうになっているんですか。空調といいますけれども、暖房、冷房両方できるような方式のやつなのかどうかというのは。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 中学校の給食のランチルームのところ、ちょっと、そこは冷暖なんですけれども、普通教室の部分は冷暖かどうか、ちょっと確認しておきます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 補足します。

暖房はF Fの暖房機です。

○議長（近 良平君） 冷専ということですね。

○建設環境課長（高橋賢吉君） ただ、空調機につきましては、今ちょっと詳細わからないですけども、冷専専用もありますけれども、多分、今ほとんど冷専専用でなくて、冷暖兼用だと思います。ただ、暖房を使うとまた電気料が上がるから、今までどおりF Fで灯油暖房だと思われます。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 9番です。

何で、そう思いますとか何とかで、それで設計委託できるんですか。こういうものをつくるんだけれども、こういう形にしたいんだけれども、設計委託するのであればわかるけれども、まだ大ざっぱに冷房だけか暖房も入るのかどうか、その辺も定かでない中で設計委託して、それで300万、250万ってこういう予算、よく組めるなと思うんですけども。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 設計委託、私は直接関与していませんが、基本的には、今の夏の状況で冷房を入れてほしいというための委託でありますから、暖房についての議論は多分していないと思います。

○議長（近 良平君） 4番加藤さん。

○4番（加藤和泰君） 小中学校のエアコンの設置のこと、以前に私、一般質問でもお聞きしたところなんですけれども、やはりどうしても、子供たちに聞くと暑くて随分切ないみたいで、これはやはりしかるべき段階で早急に設置していくようなことを考えていくべきなんだろうと思いますし、ただ一つ、この中でお聞きしたいんですけれども、先ほど出生が16人とかというお話もあった中で、今、例えば2クラスある学年もあります、やがて1クラスとかというふうに必ずなっていくと思うんですけども、その辺の、現在の普通教室に全て設置した場合、将来的にあいてくるところも必ず出てくるかと思うんですけども、その辺はどんなふうにお考えになられていますでしょうか。3年生についていて、2年生にないとかというわけには、これはもちろんいかないとは思いますが、その辺の議論はあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 少人数学習というのをやっておりますので、少人数学習の際の教室、それから小学校では、今、書道教育というのを進めています。それは、特別教室というか普通教室等の教室を使っているんですけども、多分、今のままでは入らないのではないかと思います、そう

いった教室も、今度は、もし空き教室があれば移動して使うというようなことは可能だと思います。

○議長（近 良平君） 2番伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今の空調の関係ですけれども、先ほど伝議員のほうから、要は、こんなつかみで予算計上しているのではないかという指摘だと思うんです。それで、私が思いますに、エアコン設置というのは大きな流れになっておりますし、保護者、我々村民からも議会からも要望しているところですので、もし経費的なもの、そして教育課長に伺いますけれども、もう少し、伝議員の発言は精査して、要はランニングコストがこのぐらいかかってという明確な回答をしてもらえれば、要はここまでちょっと話が複雑にはならなかったと思うんですね。ですので、大きな流れはやはり設置をお願いしたいという、私は思いですし、やはり今後はこういう設計委託料とかを上げる際に、もう少し、これを聞かれたらこう答えようというか、その準備が不足なために話があらぬ方向に行ったような気がしますので、そこは今後十分気をつけていただきたいと思いますが、教育課長から答弁をお願いします。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 伊藤議員のほうからお話がありましたが、伝議員からのお話もありましたけれども、そうですね、これから委託料を上げる場合の根拠ですとか、そういうものを、もっと詳しく、私のほうも準備不足で大変申しわけなかったと思いますので、今後、気をつけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） ほかになかったら、これで質疑を……。2番。

○2番（伊藤敏哉君） 13ページ、お願いします。7地域振興費の細節の4番ですか、説明欄、郵便局見守りサービス利用料、これの実績をお伺いいたしたいと思えますけれども。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 先ほど説明しましたけれども、この事業については、1月から新たに取組むということで、実績はございません。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） 見守りについては了解いたしました。

もう1点、17ページ、農林水産業費の3目農業振興総務費の経営体育成支援事業補助金、先ほど蛇喰地内の高橋農場さんの堆肥舎の損壊ですか、堆肥舎の補修ということでしたけれども、その被害の状況というか、いつの被害なのか、どのような被害状況だったのか。それと、私承知しているところでは、高橋農場は1戸1法人といいますか、だと思えますが、それでも対象になる事業だったのか、その点についてお伺いします。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） 今ほどのご質問でありますけれども、まず県の補助金でありまし

て、県の協議の中で、これは該当になるというものでございます。

それから、被害の状況ですけれども、9月に起きました台風によって堆肥舎の屋根が半分以上飛ばされたというかはがれたような状況でありました。それを直すんですけれども、基礎から直したいという意向もあって、県との協議の中でほぼ建てかえというような事業での採択でございます。

○議長（近 良平君） 10番平田さん。

○10番（平田 広君） 10番平田です。私もちょっと教えてください。

9ページなんですけれども、5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金ですか、これ補助金だと思うんですけれども、補助事業が外れて起債に持っていったという格好なんでしょうか。一部だけ外れて、それを起債に持っていったということでしょうか。普通、補助事業でやって補助金が入ってくる、残りを起債で持って行ってするとか、それが普通だと思うんですけれども。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） この社会資本整備総合交付金の中身が、トンネルの関係と申しますけれども、事業費のほうが少額ということで、額のほうの関係で、今回交付金のほうとしまして、それでこれを補正で上がっております起債のほうに持っていったほうが有利ということで、そちらのほうに移しかえたということでございます。

○議長（近 良平君） 10番。

○10番（平田 広君） 補助事業に該当するのであれば、そのほうが得ですね。補助事業になって残りを、多分半分補助事業であれば、もう残りの半分は起債に持っていくと。これを丸々起債に持っていく、そういう感じがするんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（近 良平君） 休憩します。2時50分まで。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。建設環境課参事。

○建設環境課参事（渡邊隆久君） 先ほどの平田議員の質問にお答えします。

社会資本整備交付金1,710万円の減ですが、こちらについては村からの交付申請に対します内示額の減になりまして、事業費はほぼ決まっておりますので、辺地債を充当するというものであります。よろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 10番平田さん。

○10番（平田 広君） 村からの補助金、ここに国庫補助金と載っているけれども、仕事するための国の補助事業だよ。

○議長（近 良平君） はい、どうぞ。

○建設環境課参事（渡邊隆久君） 国からの交付金です。その交付金が、内示がうちの村から申請した額に対して減額といたしますか、そこまでつかなかったものですから、辺地債に変えたものです。

○議長（近 良平君） 10番。

○10番（平田 広君） これについてはわかりました。もう1点聞きたいと思ったんですけども、7ページの追加の債務負担行為補正、大変いいあれを設けてきたというふうに思ったんですけども、2つありますが、干ばつ、台風とか載っているけれども、上のほうは運転資金、生活のための資金だと思うんですけども、下のほうが何か施設とか工事をやった、その利子補給だなど見たんですが、それでいいんですか。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） 表現若干違うんですけども、意味合いはことしの猛暑対策の関係でございます。それで、JA資金と県資金で少し、もともとある要綱それぞれのところで変えたものですから、若干表現が違いますけれども、目的とする、対象とするのは、今回は猛暑対策でございます。

○議長（近 良平君） 3番小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 13ページをお願いします。

11節庁舎管理費修繕料で、会計室のパーティーションの話だと思うんですけども、相談に来た人が相談しやすいようにパーティーションをつくるということでよろしかったでしょうか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） おっしゃるとおりでございます。今、税務課のわきの出納室のところ、通路になってございますけれども、その通路側から入れるような個室を整備して、そちらのほうを相談室にするというものでございます。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 狭くないですか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 現在、出納室のほうには応接セットがございます。ちょうど金庫と、前のほうは信金さんがいますけれども、あの間のところなので、相談スペースとしては、例えば複数的人数が入るのであれば、少し部屋を変えますけれども、それ以外のものについては入れると、対面で相談はできるというスペースでございますので、十分かと思えます。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） それこそ行政懇談会でもいろいろ話が出ていた、旧社会福祉事務所があいているんですけども、そういうところを利用するというのは難しいんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 実は、とりわけ税の滞納などの方々の対応をするときに、窓口でかなりプライバシーにかかわる部分をやりますので、そういったものについては、人権にも配慮してほしいという要望がございまして、今現在、会計室のところの応接セットは、特段会計室のために使っているものではございませんから、逆側に税のほうから入って、お一人ないしは二人の方が、滞納の関係だとか、さまざまな相談をされる方に対応しようと、プライバシーを守ろうということで、そこを設置しているものでございます。

あと、社会福祉協議会につきましては、大規模な会議では使えますけれども、とりわけ少人数の税の人がちょっと個人的に危ないというか、個人的にちょっと説明できないものについては、もうすぐ個別に相談できるようにということで、住民サービスの向上の面から、そこを相談室にしようということで設置しているものでございます。

○議長（近 良平君） 2番伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 先ほどの関連なんですけれども、17ページの経営体育成支援事業補助金の高橋農場の関係ですけれども、課長からの説明で、屋根の損傷でしたが、事業主体から基礎から全部やりたいということで、ほぼ新築というご説明でした。ほぼ新築ということなんですけれども、厳密には補修ということなんでしょうか。それとも新築なのかということ。

それから、この事業に対して近隣集落、例えば蛇喰とか、私は下流の南中というところに住んでいるんですけれども、やはり私たち、それからその下流の宮前とか、いろいろ臭気、臭いの関係で神経質になっておることも事実でございまして、この新築あるいは改築で規模が大きくなったりということとはなかったのか、その辺3点、お聞きしたいと思います。

それと、以前私も職員のとときに畜産担当で、たしか浄化槽の改修に携わってございまして、そのときは、近隣集落の区長の同意をもらってくれということで、私、区長さんのところを歩いたことがあるんですけれども、今回は多分なかったのかと思いますけれども、そういう近隣集落への同意といいますか、こういう事業をやりますよというような説明はあったのでしょうか。その点お願いします。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） まず、改修か新築かということなんですけれども、まず完全に、私、基礎という表現をしましたがけれども、壁を、かなり老朽化して、台風が原因なのか老朽化が原因なのかかわからないようなところもあったということなんですけれども、何せ台風が原因で屋根から壁が一部剥がれたりやられたということで、全て壊して建て直すようなイメージであります。規模は、大きさは変わりません。

それから、周辺の同意につきましては、私は、済みませんが承知しておりませんでした。

それから、臭気対策については、おっしゃるとおり、いろいろな意見も聞こえてきますので、松平の畜産団地とあわせて、何かこう指導していかねばないねということで、課内でも議論しているところでございます。

○議長（近 良平君） 2番伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。そうしますと、新築ではなく、改修という理解でよろしいんですか。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） そういうことでよろしいです。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） 先ほど申しあげましたけれども、今後、こういう大きな事業で周りの集落に影響があるような場合は、たとえ事業でそういう要件がなくとも、近隣の集落にこういう事業をやりますというようなことは、区長会議がふさわしいのか、それとも個々の区長さんに電話連絡とか、そういうのでもいいでしょうが、やはりこんな大きな事業が、実は私、高橋農場であったというのを、今、初めて知りましたところですし、やはり近隣の集落にも何らかの方法で伝えるような配慮も、今後、検討していただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） ご意見お伺いしましたので、対応させていただきたいと思います。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質

疑を許します。質疑はありませんか。9番伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番伝です。

先ほど、課長のほうの説明から、透析が2人ふえたという話だったんですけれども、トータル村では透析されているような人は何人ぐらいいるんですか。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 透析患者につきましては、済みませんでした、今年度の状況だけを調べまして、全体の人数を把握してなかったんですけれども、たしか4人だったという記憶をしております。後ほど、済みません、正確な人数をお知らせしたいと思います。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第79号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算(第1号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第80号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成30年度関川村簡易水道特別会計補正予算(第1号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号については委員会付託を省

略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第82号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算(第2号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第20、同意第10号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第21、同意第11号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第22、同意第12号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(近 良平君) 日程第20、同意第10号から日程第22、同意第12号まで、関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 同意案件に先立ちまして、今ほど予算案件をご審議をいただきまして大変ありがとうございました。

予算計上に当たりまして、議案、予算額の精査に一部不適切な面がございましたこと、そしてまた説明につきまして、十分説明ができなかったこともございまして、事務局もこれからしっかりしてまいりたいと思います。

それでは、同意第10号から第12号の説明をさせていただきます。

関川村固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

同意10号と同意11号は、現職で上関の渡辺清さん、同じく現職で安角の本間正昭さんがともに1月3日で3年の任期を満了することから、1月4日以降の委員に引き続き選任をしたいので、議会の同意を求めるものであります。

同意12号は、現職の佐藤隆平さんから任期満了をもって委員の職を辞任したいとの申し入れがあ

り、後任に蕨野の近明さんを新たに選任したいというもので、議会の同意を求めるものでございます。任期は、ほかの委員と同様に1月4日から3年間であります。それぞれ資料に履歴書をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、同意第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第10号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、同意第10号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第11号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって、同意第11号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、同意第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより同意第12号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。したがって、同意第12号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

日程第23、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(近 良平君) 日程第23、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 諮問第1号は、人権擁護委員の推薦についてであります。現在、村には法務大臣から人権擁護委員に委嘱されております方が3名おいでであります。このうちお二人は、来年4月1日で退任予定です。今回、本人から同意をいただきました高橋サイ子さんについて、法務大臣に推薦いたしたく、法務局への推薦期限が12月28日ということで、議会のご意見を求めるものです。任期は平成31年4月1日から3年間あります。高橋サイ子さんの略歴を資料として添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決を行います。

諮問第1号について質疑を許します。質疑はありますか。2番伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今ほど村長のご説明で、3名のうち2名というふうに聞こえたんですけども、3名のうち1名ですか。2名がやめられて、そのうち今回1名補充されて、また改めてもう1名という理解でよろしいですか。

○議長（近 良平君） 総務課長からもう一回。

○総務課長（加藤善彦君） 今ほど2名というのは、4月1日付で2名退任ということで辞任の予定です。今回、人選したのですが、残念ながら2名お願いすることができなくて、それで、今回同意いただきました高橋サイ子についてだけ、12月28日締め切りのものですから、今回議会のほうにかけて1名だけ補充を行うと。ですから、4月1日以降1名欠員という形になりますけれども、これにつきましても、早々に人選を行いまして、また皆様方のほうに諮問をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について適任することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 先ほどの透析の患者の人数です。4人で間違いありませんでしたので、報告します。

○議長（近 良平君） 4人で、今度2人ふえるわけ。6人になるということ。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 2人だったところに2人入りまして、4人。

○議長（近 良平君） 倍増ということ。わかりました。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は、12月13日木曜日、午後3時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後3時12分 散 会